

2023 年度労働協約改訂および新設

株式会社函館丸井今井

1. 2023 年度労働協約改訂のポイント

2023 年度の労働協約改訂のポイントは大きく 3 点です。

1. 労使通年協議（支部労使、グループ労使）による人事賃金制度改定に伴う対応 ※期中の覚書対応含む
2. グループ共通で検討された運用の明文化、実態にあわせた表現変更等に伴う対応
3. 労働協約の不備、誤植の修正対応

1. 労使通年協議（支部労使、グループ労使）による人事賃金制度改定に伴う対応 ※1）、2）3）は期中に覚書締結済み

- 1) 最低賃金引上げに伴う、職種給の改定 《賃金規程》 【対象：アシスト・エルダーアシスト・エルダー（時給）】
①別表を変更（覚書締結済み）
- 2) 社会保険適用拡大に伴う改定 《本則（人事__人事）、就業規程》 【対象：アシスト・エルダーアシスト・エルダー（時給）】
①勤務日数・所定労働時間の変更、別表の変更（覚書締結済み）
- 3) 配偶者転勤休職制度の新設 《本則（人事__休職）、配偶者転勤休職制度規程※新設》 【対象：全雇用形態】
①本則第 5 章人事、第 2 節休職、休職に号を追記
②配偶者転勤休職制度規程を新設
- 4) 要保護者 C への所定労働日数の低減対応 《安全衛生管理規程》 【対象：全雇用形態】
①安全衛生管理規程の運用細則、要保護 C の取り扱いに追記（覚書締結済み）
- 5) ステージ B 新人事賃金制度改定に伴う対応 《賃金規程規程》 【対象：ゼネラルスタッフ】
①ステージ B の諒解事項の削除（覚書締結済み）

2. グループ共通で検討された運用の明文化、実態にあわせた表現変更等に伴う対応

- 1) 1) ベースアップ（最低賃金引上げ）への対応 《賃金規程》 【対象：全雇用形態（メイト・エルダースタッフ）】
①別表をベースアップ（最低賃金）要求を反映した新賃金表へ変更
- 2) 年次有給休暇基準日以外入社者の入社年度の出勤率の算定 《本則（労働条件__休日・休暇》 【対象：全雇用形態】
①前年度 4 月 1 日～入社日前日までの期間に入社した場合、入社月以前の日数は出勤していたものとみなして算出することを記載
- 3) 入社日時点で短時間勤務を取得する場合への対応 《本則（労働条件__休日・休暇》 【対象：全雇用形態】
①短時間勤務制度を入社日時点で取得し、かつ所定労働日数の低減となった場合の、入社月に応じた有給付与数を追記
- 4) フレックスタイム制の時間外手当・深夜勤務手当の割増率の表記修正 《賃金規程》 【対象：ゼネラル・メイト・プロ・エルダー（月給）】
①時間外手当と深夜勤務手当の表記をそれぞれ整理し記載変更
- 5) 育児休業 1 歳に達する日以前の特例の取得方法を追記 《育児休業規程》 【対象：全雇用形態】
①特例の有給休暇 5 日は、育児休業として子が 1 歳に達する期間で 4 週間以内の育児休業を取得する場合、4 週の範囲内で取得することを明記
- 6) グループライフイベント転籍制度の申請事由を追記 《キャリア形成支援制度規程》 【対象：全雇用形態】
①グループライフイベント転籍制度の申請事由の漏れを追記（離婚）
②介護・看護の運用を追記（対象家族の方が介護や看護の状態にあることが証明できる書面等の提出）
- 7) 確定拠出年金のゼネラル転換時の前払い選択を追記 《退職給付規程》 【対象：ゼネラル】
①メイト・プロの DC 加入者がゼネラル転換時に、前払い退職手当の選択は不可を明記
- 8) 確定拠出年金の諒解事項を削除（期限経過のため） 《退職給付規程》 【対象：ゼネラル・メイト・プロ・スペシャル】
①諒解事項の期限経過のため削除（※確定拠出年金法改正に伴う対応について～DC の加入者は 2022 年 9 月 30 日まで個人型年金に掛金を拠出することはできない）
- 9) 育児休業規程の諒解事項を削除（期限経過のため） 《育児休業規程》 【対象：全雇用形態】
①諒解事項の期限経過のため削除（※育児介護休業法改正に伴う対応について～2022 年 10 月 1 日から有効とする）
- 10) 国内出向時の労働条件の適用を明記 《国内出向規程》 【全雇用形態】
①労働協約の各規程ごとに『出向元』『出向先』『出向協定書』のいずれによるかを明記
- 11) 法改正に伴い、引用する法律条数の記載変更 《健康情報等の取り扱い規程》 【全雇用形態】
①個人情報保護法の改正が 2023 年 4 月 1 日に改正されるため、法律条文に対する引用条数の繰り下げ
- 12) 海外出張にかかる日当の見直し 《出張規程》 【全雇用形態】
①物価高等の影響を勘案し、一部地域の日当を見直し

3. 労働協約の不備、誤植の修正対応

- 1) 年間休日数の記載誤り 《休日規程》 【対象：ゼネラル・メイト・プロ・エルダー（月給制）スタッフ】
①年間総休日数 113 日⇒117 日へ修正

2. 改訂内容（本則・付属諸規程 新旧対称表）

（1）ゼネラルスタッフ

■労働協約（本則）

現行	改訂	適用																																																																	
<p>第5章 人事 第2節 休職</p> <p>第512条(休職) 会社は、ゼネラルスタッフが次の各号の一つに該当するときは休職とする。 (中略) (新設) 7. その他、会社が認めた事由による連続欠勤が30日に及んだときは休職とし、当該休職が3ヶ月に到達した日を休職満了日とする。但し、在職期間中、同一事由によるものは1回のみとする</p>	<p>第5章 人事 第2節 休職</p> <p>第512条(休職) 会社は、ゼネラルスタッフが次の各号の一つに該当するときは休職とする。 (中略) 7. 配偶者の勤務等の事由により転居を必要とする地域（海外・国内）において配偶者と生活を共にするために休業を申し出たとき。この場合は、別に定める「配偶者転勤休職規程」により取扱う。 8. その他、会社が認めた事由による連続欠勤が30日に及んだときは休職とし、当該休職が3ヶ月に到達した日を休職満了日とする。但し、在職期間中、同一事由によるものは1回のみとする。</p>	<p>配偶者転勤休職制度の規定</p>																																																																	
<p>第6章 労働条件 第2節 休日・休暇</p> <p>第614条(年次有給休暇) 会社はゼネラルスタッフに対して、勤続年数に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。 (中略) 1. 入社時に付与する年次有給休暇は、入社月により次の通りとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>入社</td> <td>4月</td> <td>5月</td> <td>6月</td> <td>7月</td> <td>8月</td> <td>9月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> <td>1月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> </tr> <tr> <td>日数</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>6日</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> </table> <p>(中略) ③第1項の休暇は、前年度において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、基準日における前年度に付与された有給休暇の保有日数と合わせて6日になるまでの日数を付与する。 (新設)</p>	入社	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	日数	10日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日	<p>第6章 労働条件 第2節 休日・休暇</p> <p>第614条(年次有給休暇) 会社はゼネラルスタッフに対して、勤続年数及び1ヵ月を平均した週所定労働日数に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。 (中略) 1. 入社時に付与する年次有給休暇は、入社月及び1ヵ月を平均した週所定労働日数により次の通りとする。なお、入社日時点で、介護・介護準備勤務規程第7条または短時間勤務規程第8条に定める所定労働日数の低減により勤務時間の短縮を実施している場合、1ヵ月を平均した週所定労働日数については「週4日」を適用する。</p> <table border="1"> <tr> <td>1ヵ月を平均した所定労働時間</td> <td>4月</td> <td>5月</td> <td>6月</td> <td>7月</td> <td>8月</td> <td>9月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> <td>1月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> </tr> <tr> <td>5日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>6日</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>4日</td> <td>7日</td> <td>7日</td> <td>7日</td> <td>7日</td> <td>7日</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>0日</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(中略) ③第1項の休暇は、前年度において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、基準日における前年度に付与された有給休暇の保有日数と合わせて6日になるまでの日数を付与する。 なお、入社日が4月1日以外の者については、4月1日から入社日前日までの暦日は全て出勤したもとして出勤率を算出するものとする。</p>	1ヵ月を平均した所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	5日	10日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日	4日	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日			<p>入社日時点で短時間勤務を取得する場合への対応</p> <p>基準日統一に対する出勤率の算出ルールを明記</p>
入社	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																							
日数	10日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日																																																							
1ヵ月を平均した所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																							
5日	10日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日																																																							
4日	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日																																																									
<p>第14章 効力</p> <p>第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、<u>2022年4月1日</u>から<u>2023年3月31日</u>までとする。</p> <p>第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、<u>2023年3月31日</u>を超えることはできない。</p>	<p>第14章 効力</p> <p>第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、<u>2023年4月1日</u>から<u>2024年3月31日</u>までとする。</p> <p>第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、<u>2024年3月31日</u>を超えることはできない。</p>	<p>効力の年度改定</p> <p>効力の年度改定</p>																																																																	
<p>第15章 付則</p> <p><u>2022年4月1日</u> 株式会社函館丸井今井 代表取締役 橋 淳央 三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一郎</p>	<p>第15章 付則</p> <p><u>2023年4月1日</u> 株式会社函館丸井今井 代表取締役 橋 淳央 三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一郎</p>	<p>効力の年度改定</p>																																																																	

■付属諸規程

現行	改訂	適用
<p>休日規程 第1章 総則</p>	<p>休日規程 第1章 総則</p>	
<p>第102条(休日数) 年間の総休日数113日の内訳は、原則として以下の通りとする。 1. 店舗休業日、各個休日 ……109日 2. 連続休暇分各個休日 ……8日</p>	<p>第102条(休日数) 年間の総休日数117日の内訳は、原則として以下の通りとする。 3. 店舗休業日、各個休日 ……109日 4. 連続休暇分各個休日 ……8日</p>	<p>総休日数の誤り</p>
<p>第3章 諸手当</p>	<p>第3章 諸手当</p>	
<p>第302条(時間外勤務手当・深夜勤務手当) 各人の所定就業時間外における早出、残業に対しては、時間外勤務手当(深夜勤務分含む)として、1分間につき通常の賃金および労働基準法に定める割増分の賃金を支給する。 <u>②前項にかかわらず、フレックスタイム制勤務者については、月間所定労働時間を超えて労働した時間には1分間につき労働基準法に定める時間外勤務手当を支給する。また、午後10時から午前5時の間に労働した時間には1分間につき労働基準法に定める深夜勤務手当を支給する。</u> <u>③前2項にかかわらず、労働基準法第41条該当者については、1分間につき本給を月の所定労働時間で除した賃金をもとに労働基準法に定める深夜勤務における割増分の賃金を支給する。</u> <u>④1分間における割増分の賃金は、以下の通りとする。</u> <u>(表略)</u> <u>上記にかかわらず、所定時間外労働が1ヵ月60時間を超える場合の割増率は、以下を適用する。</u> <u>(表略)</u></p>	<p>第302条(時間外勤務手当・深夜勤務手当) 各人の所定労働時間外労働に対しては、時間外勤務手当として、1分間につき通常の賃金及び割増賃金を支給する。なお、割増賃金率は、1か月の時間外労働の時間数に応じて、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。 1. 所定時間外労働60時間以下 25% 2. 所定時間外労働60時間超 50% <u>但し、労働基準法第41条該当者については、時間外勤務手当は支給しない。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>②午後10時から午前5時の間の労働に対しては、深夜勤務手当として、1分間につき割増賃金を支給する。なお、割増賃金率は25%とする。</u> <u>③前各項の割増賃金の基礎となる1分間当たりの賃金額は以下の式により算出する。</u> $\frac{\text{本給}}{9510}$</p>	<p>表記の整理</p>
<p>(別表) 本給表・昇給表 <ステージA> 【資格給】 115,000円(月額) (中略) 【本給=資格給+役割給+個人成果給】</p>	<p>(別表) 本給表・昇給表 <ステージA> 【資格給】 117,000円(月額) (中略)</p>	<p>ベースアップを反映 ステージBは前年度制度 改定時の諒解事項の削除</p>

現行

改訂

適用

【昇給表】

Table with 5 columns: Rank, S, A, B, C. Rows include R0, R1, R2, R3 with corresponding grade ranges and increments.

<ステージB>※2022年6月16日から使用、6月評価反映後貼り付け新賃金表

【資格給】

55,000円 (月額) (中略)

【本給=資格給+役割給+個人成果給】 (月額、単位:円)

Large table showing salary details for 'Current' stage B, including columns for rank, grade, and various salary components.

(中略) <ステージC>

【資格給】

170,000円 (月額)

【本給=資格給+役割成果給】 (月額、単位:円)

<ステージB> (削除)

【資格給】

57,000円 (月額) (中略)

【本給=資格給+役割給+個人成果給】 (月額、単位:円)

Large table showing salary details for 'Revised' stage B, including columns for rank, grade, and various salary components.

(中略)

<ステージC>

【資格給】

172,000円 (月額)

【本給=資格給+役割成果給】 (月額、単位:円)

現行						改訂						適用			
ランク	ASD-AM	リーダー	販売	専門	業務	セーフティ	ランク	ASD-AM	リーダー	販売	専門	業務	セーフティ		
1	285,000					285,000	1	287,000						287,000	
2	283,000					283,000	2	285,000						285,000	
3	281,000					281,000	3	283,000						283,000	
4	279,000					279,000	4	281,000						281,000	
5	277,000					277,000	5	279,000						279,000	
6	275,000	275,000				275,000	6	277,000	277,000					277,000	
7	273,000	273,000				273,000	7	275,000	275,000					275,000	
8	271,000	271,000				271,000	8	273,000	273,000					273,000	
9	269,000	269,000				269,000	9	271,000	271,000					271,000	
10	267,000	267,000				267,000	10	269,000	269,000					269,000	
11	265,000	265,000	265,000			265,000	11	267,000	267,000	267,000				267,000	
12	263,000	263,000	263,000			263,000	12	265,000	265,000	265,000				265,000	
13	261,000	261,000	261,000			261,000	13	263,000	263,000	263,000				263,000	
14	259,000	259,000	259,000			259,000	14	261,000	261,000	261,000				261,000	
15	257,000	257,000	257,000			257,000	15	259,000	259,000	259,000				259,000	
16	255,000	255,000	255,000	255,000		255,000	16	257,000	257,000	257,000	257,000			257,000	
17	253,000	253,000	253,000	253,000		253,000	17	255,000	255,000	255,000	255,000			255,000	
18	251,000	251,000	251,000	251,000		251,000	18	253,000	253,000	253,000	253,000			253,000	
19	249,000	249,000	249,000	249,000		249,000	19	251,000	251,000	251,000	251,000			251,000	
20	247,000	247,000	247,000	247,000		247,000	20	249,000	249,000	249,000	249,000			249,000	
21	245,000	245,000	245,000	245,000		245,000	21	247,000	247,000	247,000	247,000			247,000	
22	243,000	243,000	243,000	243,000		243,000	22	245,000	245,000	245,000	245,000			245,000	
23	241,000	241,000	241,000	241,000		241,000	23	243,000	243,000	243,000	243,000			243,000	
24	239,000	239,000	239,000	239,000		239,000	24	241,000	241,000	241,000	241,000			241,000	
25	237,000	237,000	237,000	237,000		237,000	25	239,000	239,000	239,000	239,000			239,000	
26	235,000	235,000	235,000	235,000		235,000	26	237,000	237,000	237,000	237,000			237,000	
27	233,000	233,000	233,000	233,000		233,000	27	235,000	235,000	235,000	235,000			235,000	
28	231,000	231,000	231,000				28	233,000	233,000	233,000					
29	229,000	229,000	229,000				29	231,000	231,000	231,000					
30	227,000	227,000	227,000				30	229,000	229,000	229,000					
31	225,000	225,000	225,000				31	227,000	227,000	227,000					
32	223,000	223,000	223,000				32	225,000	225,000	225,000					
33	221,000	221,000	221,000				33	223,000	223,000	223,000					
34	219,000	219,000	219,000				34	221,000	221,000	221,000					
35	217,000	217,000	217,000				35	219,000	219,000	219,000					
36	215,000	215,000	215,000	215,000		215,000	36	217,000	217,000	217,000	217,000			217,000	
37	213,000	213,000	213,000	213,000		213,000	37	215,000	215,000	215,000	215,000			215,000	
38	211,000	211,000	211,000	211,000		211,000	38	213,000	213,000	213,000	213,000			213,000	
39	209,000	209,000	209,000	209,000		209,000	39	211,000	211,000	211,000	211,000			211,000	
40	207,000	207,000	207,000	207,000		207,000	40	209,000	209,000	209,000	209,000			209,000	
41	205,000	205,000	205,000	205,000		205,000	41	207,000	207,000	207,000	207,000			207,000	
42	203,000	203,000	203,000	203,000		203,000	42	205,000	205,000	205,000	205,000			205,000	
43	201,000	201,000	201,000				43	203,000	203,000	203,000	203,000			203,000	
44	199,000	199,000	199,000				44	201,000	201,000	201,000	201,000			201,000	
45	197,000	197,000	197,000				45	199,000	199,000	199,000	199,000			199,000	
46	195,000						46	197,000			197,000			197,000	
47	193,000						47	195,000			195,000			195,000	
48	191,000						48	189,000			193,000			193,000	
49	189,000						49	189,000			191,000			191,000	
50	187,000						50	189,000			189,000			189,000	
51	185,000						51	187,000			187,000			187,000	
52	183,000						52	185,000			185,000			185,000	
53	181,000						53	183,000			183,000			183,000	

(中略)	(中略)																																																																								
<ステージC-t> 【初任給】191,000円 【本給表】ベース給	<ステージC-t> 【初任給】193,000円 【本給表】ベース給																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr><th>ランク</th><th>ベース給</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>223,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>221,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>219,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>217,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>215,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>213,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>211,000</td></tr> <tr><td>8</td><td>209,000</td></tr> <tr><td>9</td><td>207,000</td></tr> <tr><td>10</td><td>205,000</td></tr> <tr><td>11</td><td>203,000</td></tr> <tr><td>12</td><td>201,000</td></tr> <tr><td>13</td><td>199,000</td></tr> <tr><td>14</td><td>197,000</td></tr> <tr><td>15</td><td>195,000</td></tr> <tr><td>16</td><td>193,000</td></tr> <tr><td>初任</td><td>191,000</td></tr> </tbody> </table>	ランク	ベース給	1	223,000	2	221,000	3	219,000	4	217,000	5	215,000	6	213,000	7	211,000	8	209,000	9	207,000	10	205,000	11	203,000	12	201,000	13	199,000	14	197,000	15	195,000	16	193,000	初任	191,000	<table border="1"> <thead> <tr><th>ランク</th><th>ベース給</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>225,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>223,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>221,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>219,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>217,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>215,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>213,000</td></tr> <tr><td>8</td><td>211,000</td></tr> <tr><td>9</td><td>209,000</td></tr> <tr><td>10</td><td>207,000</td></tr> <tr><td>11</td><td>205,000</td></tr> <tr><td>12</td><td>203,000</td></tr> <tr><td>13</td><td>201,000</td></tr> <tr><td>14</td><td>199,000</td></tr> <tr><td>15</td><td>197,000</td></tr> <tr><td>16</td><td>195,000</td></tr> <tr><td>初任</td><td>193,000</td></tr> </tbody> </table>	ランク	ベース給	1	225,000	2	223,000	3	221,000	4	219,000	5	217,000	6	215,000	7	213,000	8	211,000	9	209,000	10	207,000	11	205,000	12	203,000	13	201,000	14	199,000	15	197,000	16	195,000	初任	193,000
ランク	ベース給																																																																								
1	223,000																																																																								
2	221,000																																																																								
3	219,000																																																																								
4	217,000																																																																								
5	215,000																																																																								
6	213,000																																																																								
7	211,000																																																																								
8	209,000																																																																								
9	207,000																																																																								
10	205,000																																																																								
11	203,000																																																																								
12	201,000																																																																								
13	199,000																																																																								
14	197,000																																																																								
15	195,000																																																																								
16	193,000																																																																								
初任	191,000																																																																								
ランク	ベース給																																																																								
1	225,000																																																																								
2	223,000																																																																								
3	221,000																																																																								
4	219,000																																																																								
5	217,000																																																																								
6	215,000																																																																								
7	213,000																																																																								
8	211,000																																																																								
9	209,000																																																																								
10	207,000																																																																								
11	205,000																																																																								
12	203,000																																																																								
13	201,000																																																																								
14	199,000																																																																								
15	197,000																																																																								
16	195,000																																																																								
初任	193,000																																																																								
退職給付規程 第3章 確定拠出年金	退職給付規程 第3章 確定拠出年金																																																																								
第306条(加入を希望しない者への代替措置) 確定拠出年金への加入を希望しない者については、確定拠出年金	第306条(加入を希望しない者への代替措置) 確定拠出年金への加入を希望しない者については、確定拠出年金																																																																								
	期日が経過したため、諒解事項を削除																																																																								

現行	改訂	適用
<p>制度に拠出すべき前条に定める拠出算定給の額を退職給付前払い手当として、対象月翌月の給与支給日に給与とは別に支給する。</p> <p>⑤確定拠出年金制度の加入、非加入を選択後は変更することはできない。</p> <p><u>諒解事項</u> 第305条の2第3項にかかわらず、確定拠出年金の加入者は、2022年9月30日まで個人型年金に掛金を拠出することはできない。</p>	<p>制度に拠出すべき前条に定める拠出算定給の額を退職給付前払い手当として、対象月翌月の給与支給日に給与とは別に支給する</p> <p>⑤確定拠出年金制度の加入、非加入を選択後は変更することはできない。</p> <p>また、メイト社員からゼネラルスタッフに転換した者で、メイト社員として確定拠出年金に加入した者も、転換時に確定拠出年金制度の非加入を選択することはできない。</p> <p>(削除)</p>	<p>メイト社員DC加入者は社員転換時に前払い退職手当選択不可を明記</p>
<p>キャリア形成支援制度規程 第6章 グループライフイベント転籍制度</p>	<p>キャリア形成支援制度規程 第6章 グループライフイベント転籍制度</p>	
<p>第603条(申請事由) 本制度の申請事由は、新会社雇用日前日2年以内にいずれかの事由が発生した場合に申請することができる。</p> <p>(中略) 2. 介護・看護 但し、対象家族は2親等までに限る。 (新設)</p> <p>(以下略) (新設)</p>	<p>第603条(申請事由) 本制度は、新会社雇用日前日より前2年以内に、次のいずれかの事由が発生した場合に申請することができる。</p> <p>(中略) 2. 介護・看護 但し、対象家族は2親等までに限る。</p> <p><u>なお、この場合、対象家族が要介護状態にあることまたは看護が必要であることの証明書、医師の診断書を提出するものとする。</u></p> <p>(中略) 4. 離婚</p>	<p>昨年度改訂ミス 対象家族の状況の証明に関する運用面での補足</p>
<p>新設</p>	<p>配偶者転勤休職規程</p>	<p>制度導入・グループ各社共通</p>
	<p>第1条(目的) 本規程は、労働協約第512条第7号に基づき、組合員が配偶者の勤務等の事由により転居を必要とする地域(海外・国内)において配偶者と生活を共にするために休職する場合の取扱いに関する事項を定める。</p>	
	<p>第2条(対象) 配偶者転勤休職の対象者は、配偶者が次の各号のいずれかの事由により、転居を必要とする地域(海外・国内)に滞在し、当該地域において配偶者と生活を共にする者で、<u>休職期間終了後に復職の意思のある者とする。</u></p> <p>但し、配偶者の当該地域での滞在が6か月以上にわたって継続することが見込まれるものに限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 当該地域での勤務(出張、社命留学等を含む) 当該地域での事業の経営など個人が行う職業上の活動 <p><u>なお、労働協約第512条に定める休職(第7号を除く)を取得中の者が配偶者転勤休職を希望する場合、取得中の休職の事由が消滅している場合にのみ申し出ることができる。</u></p>	<p>・休職の対象者として、<u>復職の意思のある者を規定</u></p> <p>・他の休職者が配偶者転勤休職を取得できる条件を規定</p>
	<p>第3条(休職期間及び中断・再開) 配偶者転勤休職期間は、1回につき、原則として最短6ヵ月、最長3ヵ年とする。<u>なお、最長期間の範囲内であっても、休職の中断及び再開は認めない。</u></p> <p>②配偶者転勤休職終了日から次の配偶者転勤休職開始日までの間隔は原則として3年以上とする。<u>なお、この3年に労働協約第512条に定める休職期間(第7号を除く)は含まない。</u></p> <p>③休職の開始日は各月1日付け、終了日は各月末日とする。</p>	<p>・休職の中断、再開不可を明記</p> <p>・休職と休職の間隔を5年から3年に変更</p>
	<p>第4条(手続)</p>	

現行	改訂	適用
	配偶者転勤休職を希望する者は、所定の申請用紙により、原則として2ヵ月前までに所属長を経て会社に申し出る。	
	第5条(期間の変更) 配偶者転勤休職期間は、本規程第3条の範囲内で変更を認めることがある。なお、変更を希望する場合は、変更予定日の2ヵ月前までに会社に申し出なければならない。	
	第6条(休職の取消) 次の各号のいずれかに該当する場合は、 原則として 休職を取り消す。 1. 本人及び配偶者が休職条件に該当しなくなった場合(配偶者と離婚した場合、配偶者が死亡した場合を含む) 2. 産前産後休暇、育児休職、介護休職を取得することとなった場合 3. 傷病により継続して1カ月を超えて労務不能となった場合 ②前項の各号に該当した場合、 原則として 該日後直近の月末日を以て休職は終了する。 ③第1項の各号に該当した場合は、速やかに会社に申し出なければならない。	・休職の取消事由を規定 ・産前産後休暇を取得については、希望に応じて出産予定日の8週間前からの取得も可能とする
	第6条(期間中の賃金及び賞与) 配偶者転勤休職期間中の賃金及び賞与は支給しない。	
	第7条(勤続年数) 配偶者転勤休職の期間は勤続年数として加算しない。	
	第8条(社会保険) 配偶者転勤休職期間中は、社会保険の被保険者の資格は継続し、従業員負担分保険料は本人が負担する。	
	第9条(福利厚生) 配偶者転勤休職期間中の福利厚生の取扱いは、出勤しないために受けることのできない事項を除き一般と同様とする。	
	第10条(復職) 復職時の職場は、社内歴等を総合的に勘案して決定する。	
	第11条(本給評価による格付) 配偶者転勤休職を実施する者の本給評価による格付けに関する取扱いは、原則として「賃金規程」による。 ②復職時の本給評価による格付けについては、評価対象期間(前年4月1日から当年3月31日)に勤務実績が6ヵ月未満の場合は、当年6月16日付本給評価は実施しない。	
出張規程 第4章 海外出張	出張規程 第4章 海外出張	
第406条(日当) 日当は、1日つきA地域50ドル(U.S)相当、B地域45ユーロ相当、C地域45ドル(U.S)相当とし、地域別に定める。出張期間中は、原則として日数に応じて日当を支給する。 (以下略)	第406条(日当) 日当は、1日つきA地域70ドル(U.S)相当、B地域60ユーロ相当、C地域45ドル(U.S)相当とし、地域別に定める。出張期間中は、原則として日数に応じて日当を支給する。 (以下略)	
国内出向規程	国内出向規程	
第5条(労働条件) 出向期間中の労働条件は、原則として出向先法人の定めによる。但	第5条(労働条件) 出向期間中の労働条件は、原則として労働協約の規程ごとに、出向	

現行	改訂	適用																																																																														
<p>し、年次有給休暇付与日数及び「福利厚生規程」については、当社の定めによる。</p> <p>また、「育児勤務規程」、「介護・介護準備勤務規程」、「短時間勤務規程」については、当社及び出向先法人の定めが同一である場合には、出向期間中であっても、当社の定めに基づき、当該勤務を実施することができるが、当社及び出向先法人の定めが同一ではない場合で、当該勤務の実施を希望する場合には、原則出向を解除する。なお、当該勤務時間帯における時間数以外の開始時間及び終了時間については、出向先法人の定めによる。</p>	<p>元法人、出向先法人または出向元と出向先法人間の出向協定書の定めによるものとする。なお、規程ごとに適用される労働条件は次の通りとする。</p> <table border="1" data-bbox="692 241 1283 1877"> <thead> <tr> <th>規程名</th> <th>労働条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>本則</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>就業形態規程</td><td>出向先</td></tr> <tr><td>時間外・休日勤務に関する規程</td><td>出向先</td></tr> <tr><td>休日規程</td><td>出向先</td></tr> <tr><td>連続休暇規程</td><td>出向先</td></tr> <tr><td>ストック有給休暇規程</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>賃金規程</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>通勤費支給細則</td><td>協定書</td></tr> <tr><td>退職給付規程</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>表彰・懲戒規程</td><td>出向先</td></tr> <tr><td>キャリア形成支援制度規程</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>自己研修休職規程</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>育児休業規程</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>育児勤務規程</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>介護・介護準備休業規程</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>介護・介護準備勤務規程</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>短時間勤務規程</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>子の看護・家族の介護のための休暇規程</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>配偶者転勤休職規程</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>出張規程</td><td>出向先</td></tr> <tr><td>国内出向規程</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>国内転勤規程</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>海外勤務者規程</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>災害補償規程</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>安全衛生管理規程</td><td>出向先</td></tr> <tr><td>安全衛生管理規程運用細則</td><td>出向先</td></tr> <tr><td>中央ならびに各店安全衛生委員会規則</td><td>出向先</td></tr> <tr><td>健康情報等の取扱規程</td><td>出向先</td></tr> <tr><td>宿日直勤務規程</td><td>出向先</td></tr> <tr><td>自動車安全運転規程</td><td>出向先</td></tr> <tr><td>福利厚生規程</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>ハラスメント防止規程</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>テレワーク規程</td><td>出向先</td></tr> <tr><td>職務発明規程</td><td>出向先</td></tr> <tr><td>苦情処理規程</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>就業規則</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>服務規律</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>紛争の解決・平和条項に関する協定</td><td>出向元</td></tr> </tbody> </table> <p>②前項に関わらず、規程ごとに適用される一部の労働条件は次の各号の通りとする。</p>	規程名	労働条件	本則	出向元	就業形態規程	出向先	時間外・休日勤務に関する規程	出向先	休日規程	出向先	連続休暇規程	出向先	ストック有給休暇規程	出向元	賃金規程	出向元	通勤費支給細則	協定書	退職給付規程	出向元	表彰・懲戒規程	出向先	キャリア形成支援制度規程	出向元	自己研修休職規程	出向元	育児休業規程	出向元	育児勤務規程	出向元	介護・介護準備休業規程	出向元	介護・介護準備勤務規程	出向元	短時間勤務規程	出向元	子の看護・家族の介護のための休暇規程	出向元	配偶者転勤休職規程	出向元	出張規程	出向先	国内出向規程	出向元	国内転勤規程	出向元	海外勤務者規程	出向元	災害補償規程	出向元	安全衛生管理規程	出向先	安全衛生管理規程運用細則	出向先	中央ならびに各店安全衛生委員会規則	出向先	健康情報等の取扱規程	出向先	宿日直勤務規程	出向先	自動車安全運転規程	出向先	福利厚生規程	出向元	ハラスメント防止規程	出向元	テレワーク規程	出向先	職務発明規程	出向先	苦情処理規程	出向元	就業規則	出向元	服務規律	出向元	紛争の解決・平和条項に関する協定	出向元	
規程名	労働条件																																																																															
本則	出向元																																																																															
就業形態規程	出向先																																																																															
時間外・休日勤務に関する規程	出向先																																																																															
休日規程	出向先																																																																															
連続休暇規程	出向先																																																																															
ストック有給休暇規程	出向元																																																																															
賃金規程	出向元																																																																															
通勤費支給細則	協定書																																																																															
退職給付規程	出向元																																																																															
表彰・懲戒規程	出向先																																																																															
キャリア形成支援制度規程	出向元																																																																															
自己研修休職規程	出向元																																																																															
育児休業規程	出向元																																																																															
育児勤務規程	出向元																																																																															
介護・介護準備休業規程	出向元																																																																															
介護・介護準備勤務規程	出向元																																																																															
短時間勤務規程	出向元																																																																															
子の看護・家族の介護のための休暇規程	出向元																																																																															
配偶者転勤休職規程	出向元																																																																															
出張規程	出向先																																																																															
国内出向規程	出向元																																																																															
国内転勤規程	出向元																																																																															
海外勤務者規程	出向元																																																																															
災害補償規程	出向元																																																																															
安全衛生管理規程	出向先																																																																															
安全衛生管理規程運用細則	出向先																																																																															
中央ならびに各店安全衛生委員会規則	出向先																																																																															
健康情報等の取扱規程	出向先																																																																															
宿日直勤務規程	出向先																																																																															
自動車安全運転規程	出向先																																																																															
福利厚生規程	出向元																																																																															
ハラスメント防止規程	出向元																																																																															
テレワーク規程	出向先																																																																															
職務発明規程	出向先																																																																															
苦情処理規程	出向元																																																																															
就業規則	出向元																																																																															
服務規律	出向元																																																																															
紛争の解決・平和条項に関する協定	出向元																																																																															

現行	改訂	適用
	<p>1. 本則のうち、第5章人事第1節人事に関して、出向先法人における人事異動及び国内転勤の取扱いは出向先法人の定めによる。</p> <p>また、第6章労働条件第1節就業時間及び第2節休日・休暇に関して、年次有給休暇の付与条件及び付与日数を除き、その取扱いは出向先法人の定めによる。</p> <p>2. ストック有給休暇規程に関して、一部の使用事由・使用期間によっては出向を解除する。</p> <p>3. 表彰懲戒規程に関して、出向者が出向先法人において懲戒事由に該当するに至った場合は、都度出向元法人と出向先法人にて協議を行い、出向者に対する取扱い並びに処分内容、処分発令者を決定するものとする。</p> <p>また、出向者が出向期間中に、出向元法人に対する非違行為が発覚した場合には、出向元法人が出向元法人の規定により懲戒処分を行うことがある。</p> <p>これらの場合、出向元法人は出向者に対して、直ちに出向を解除することがある。</p> <p>4. 育児勤務規程、介護・介護準備規定及び短時間勤務規程に関して、出向元法人及び出向先法人の定めが同一である場合には、出向期間中であっても、出向元法人の定めに基づき、当該勤務を実施することができるが、出向元法人及び出向先法人の定めが同一ではない場合で、当該勤務の実施を希望する場合には、原則出向を解除する。なお、当該勤務時間帯における時間数以外の開始時間及び終了時間については、出向先法人の定めによる。</p> <p>5. 国内転勤規程に関して、出向先法人の命令による転勤の取扱いは出向先法人の定めによる。</p> <p>6. 災害補償規程に関して、出向期間中において発生した業務上及び通勤途上災害による出向者の負傷、疾病、障害または死亡に対する労働者災害補償保険法に基づくすべての補償は、出向先法人が加入する労働者災害補償保険に基づいて行う。</p> <p>7. 安全衛生管理規程、安全衛生管理規程運用細則、中央ならびに各店安全衛生委員会規則及び健康情報等の取扱規程に関して、三越伊勢丹グループ外の出向先法人への出向者の取扱いは出向元法人の定めによる。</p> <p>8. 福利厚生規程に関して、出向先法人の福利厚生制度のうち、出向者が利用可能なものがある場合、出向先法人の判断において当該制度を出向者に利用させることができるものとする。</p> <p>9. ハラスメント防止規程及び服務規律に関して、出向先法人で別の定めがある場合には、併せて適用されるものとする。</p> <p>③応援出向中の労働条件は、出向元法人（当社）の労働条件と同一とし、業務内容は、販売応援及び棚卸し応援とする。なお、応援出向中において発生した業務上及び通勤途上災害による出向者の負傷、疾病、障害または死亡に対する労働者災害補償保険法に基づくすべての補償は、出向元法人（当社）が加入する労働者災害補償保険に基づいて行う。</p>	
第6条(賃金構成)	(削除)	第5条に包含

現行	改訂	適用																								
国内出向者に対する月例賃金の構成は、原則として「賃金規程」第102条に基づく。																										
第7条(基準内賃金) 前条における基準内賃金の支給金額は、「賃金規程」に準ずる。	<u>(削除)</u>	第5条に包含																								
第8条(基準外賃金) 第6条における基準外賃金の支給金額は、出向先法人の「賃金規程」等に準ずる。	<u>(削除)</u>	第5条に包含																								
第10条(賞与) 国内出向者に対する賞与は、「賃金規程」第401条に基づく。	<u>(削除)</u>	第5条に包含																								
第12条(災害補償) 出向期間中において発生した業務上及び通勤途上災害により、国内出向者が負傷、疾病、障害または死亡した場合、労働者災害補償保険法に基づくすべての補償については、出向先法人が加入する労働者災害補償保険による。なお、応援出向中において発生した業務上及び通勤途上災害につき、労働者災害補償保険法に基づくすべての補償についても、出向先法人が加入する労働者災害補償保険により、出向先法人が補償する。 ② また、法定外補償については、原則として出向先法人の定めによる補償を出向先法人が行い、会社の定めとの差額がある場合には、その差額分を会社が補償する。	<u>(削除)</u>	第5条に包含																								
安全衛生管理規程 安全衛生管理規程運用細則	安全衛生管理規程 安全衛生管理規程運用細則																									
2. 要保護者の措置 (1)区分 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>業務</th> <th>勤務時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要保護者A</td> <td>過激な業務を禁止し軽易な業務を考慮する。</td> <td>通常勤務</td> </tr> <tr> <td>要保護者B</td> <td>同上</td> <td>時間外・休日勤務の禁止</td> </tr> <tr> <td>要保護者C</td> <td>同上</td> <td>勤務時間を短縮</td> </tr> </tbody> </table> (2)要保護者Cの取扱い 要保護者Cの勤務時間は産業医の指示に基づき、会社が次の中から指定する。但し、所属の始業時間に合わせて勤務時間を繰り上げまたは繰り下げることがある。 (表略) (新設) なお、期間中の賃金については、本給を時間給換算の上、実働時間分を支給することとし、それにより算出した賃金を賞与支給の基準本給とする。	区分	業務	勤務時間	要保護者A	過激な業務を禁止し軽易な業務を考慮する。	通常勤務	要保護者B	同上	時間外・休日勤務の禁止	要保護者C	同上	勤務時間を短縮	2. 要保護者の措置 (1)区分 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>業務</th> <th>勤務時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要保護者A</td> <td>過激な業務を禁止し軽易な業務を考慮する。</td> <td>通常勤務</td> </tr> <tr> <td>要保護者B</td> <td>同上</td> <td>時間外・休日勤務の禁止</td> </tr> <tr> <td>要保護者C</td> <td>同上</td> <td>勤務時間を短縮 または 所定労働日数の低減</td> </tr> </tbody> </table> (2)要保護者Cの取扱い 要保護者Cの勤務時間・日数は、産業医の指示に基づき、会社が次の中から指定する。 ①勤務時間の短縮 (表略) 但し、所属の始業時間に合わせて勤務時間を繰り上げまたは繰り下げることがある。 ②所定労働日数の低減 <u>一月あたりの店舗休業日及び各個休日の日数は、1月は15日、その他の月は14日とし、原則として一週あたり店舗休業日及び各個休日を3日編成する。</u> なお、勤務時間の短縮と所定労働日数の低減は同時に指定しない。 また、要保護者C期間中の賃金及び賞与は次の通りとする。 ア. 賃金は本給を時間給換算し、実働時間分を支給する イ. 賞与支給基準となる月額は、前記ア.で算出した額とする	区分	業務	勤務時間	要保護者A	過激な業務を禁止し軽易な業務を考慮する。	通常勤務	要保護者B	同上	時間外・休日勤務の禁止	要保護者C	同上	勤務時間を短縮 または 所定労働日数の低減	要保護者Cへの所定労働日数の低減措置(覚書対応)
区分	業務	勤務時間																								
要保護者A	過激な業務を禁止し軽易な業務を考慮する。	通常勤務																								
要保護者B	同上	時間外・休日勤務の禁止																								
要保護者C	同上	勤務時間を短縮																								
区分	業務	勤務時間																								
要保護者A	過激な業務を禁止し軽易な業務を考慮する。	通常勤務																								
要保護者B	同上	時間外・休日勤務の禁止																								
要保護者C	同上	勤務時間を短縮 または 所定労働日数の低減																								
健康情報等の取扱規程	健康情報等の取扱規程																									
第1条(目的)	第1条(目的)	個人情報保護法の改正に																								

現行	改訂	適用
<p>(中略)</p> <p>③健康情報等を取り扱う者は、あらかじめ従業員本人の同意を得ることなく、前項で定めた利用目的の達成に必要な範囲を越えて、健康情報等を取り扱ってはならない。但し、個人情報保護法第16条第3項の各号に該当する場合を除く。</p>	<p>(中略)</p> <p>③健康情報等を取り扱う者は、あらかじめ従業員本人の同意を得ることなく、前項で定めた利用目的の達成に必要な範囲を越えて、健康情報等を取り扱ってはならない。但し、個人情報保護法第18条第3項の各号に該当する場合を除く。</p>	<p>よる条数繰り下げ</p>
<p>第5条（健康情報等を取り扱う目的等の通知方法及び本人同意の取得方法）</p> <p>(中略)</p> <p>③個人情報保護法第17条第2項の各号に該当する場合は従業員本人の同意取得は必要としない。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第5条（健康情報等を取り扱う目的等の通知方法及び本人同意の取得方法）</p> <p>(中略)</p> <p>③個人情報保護法第20条第2項の各号に該当する場合は従業員本人の同意取得は必要としない。</p> <p>(以下略)</p>	<p>同上</p>
<p>第8条（健康情報等を第三者に提供する場合の取扱い）</p> <p>あらかじめ従業員本人の同意を得ることなく、健康情報等を第三者へ提供してはならない。但し、個人情報保護法第23条第1項に該当する場合を除く。また、個人情報保護法第23条第5項に該当する場合の健康情報等の提供先は第三者に該当しない。</p> <p>②健康情報等を第三者に提供する場合、個人情報保護法第25条に則り記録を作成・保存する。</p>	<p>第8条（健康情報等を第三者に提供する場合の取扱い）</p> <p>あらかじめ従業員本人の同意を得ることなく、健康情報等を第三者へ提供してはならない。但し、個人情報保護法第27条第1項に該当する場合を除く。また、個人情報保護法第27条第5項に該当する場合の健康情報等の提供先は第三者に該当しない。</p> <p>②健康情報等を第三者に提供する場合、個人情報保護法第29条に則り記録を作成・保存する。</p>	<p>同上</p>
<p>第9条（第三者から健康情報等の提供を受ける場合の取扱い）</p> <p>第三者から健康情報等（個人データ）の提供を受ける場合には、個人情報保護法第26条に則り、必要な事項について確認するとともに、記録を作成・保存する。</p>	<p>第9条（第三者から健康情報等の提供を受ける場合の取扱い）</p> <p>第三者から健康情報等（個人データ）の提供を受ける場合には、個人情報保護法第30条に則り、必要な事項について確認するとともに、記録を作成・保存する。</p>	<p>同上</p>

(2) メイトスタッフ

■労働協約（本則）

現行	改訂	適用																																																																	
<p>第5章 人事 第2節 休職</p>	<p>第5章 人事 第2節 休職</p>																																																																		
<p>第512条(休職) 会社は、メイトスタッフが次の各号の一つに該当するときは休職とする。 (中略) (新設) 7. その他、会社が認めた事由による連続欠勤が30日に及んだときは休職とし、当該休職が3ヶ月に到達した日を休職満了日とする。但し、在職期間中、同一事由によるものは1回のみとする</p>	<p>第512条(休職) 会社は、メイトスタッフが次の各号の一つに該当するときは休職とする。 (中略) 7. 配偶者の勤務等の事由により転居を必要とする地域（海外・国内）において配偶者と生活を共にするために休業を申し出たとき。この場合は、別に定める「配偶者転勤休職規程」により取扱う。 8. その他、会社が認めた事由による連続欠勤が30日に及んだときは休職とし、当該休職が3ヶ月に到達した日を休職満了日とする。但し、在職期間中、同一事由によるものは1回のみとする。</p>	<p>配偶者転勤休職制度の規定</p>																																																																	
<p>第6章 労働条件 第2節 休日・休暇</p>	<p>第6章 労働条件 第2節 休日・休暇</p>																																																																		
<p>第614条(年次有給休暇) 会社はメイトスタッフががに対して、勤続年数に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。 (中略) 1. 入社時に付与する年次有給休暇は、入社月により次の通りとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>入社</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td> </tr> <tr> <td>日数</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>6日</td><td>5日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td> </tr> </table> <p>(中略) ③第1項の休暇は、前年度において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、基準日における前年度に付与された有給休暇の保有日数と合わせて6日になるまでの日数を付与する。 (新設)</p>	入社	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	日数	10日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日	<p>第614条(年次有給休暇) 会社はメイトスタッフががに対して、勤続年数及び1ヵ月を平均した週所定労働日数に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。 (中略) 1. 入社時に付与する年次有給休暇は、入社月及び1ヵ月を平均した週所定労働日数により次の通りとする。なお、入社日時点で、介護・介護準備勤務規程第7条または短時間勤務規程第8条に定める所定労働日数の低減により勤務時間の短縮を実施している場合、1ヵ月を平均した週所定労働日数については「週4日」を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1ヵ月を平均した 所定労働時間</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td> </tr> <tr> <td>5日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>6日</td><td>5日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td> </tr> <tr> <td>4日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>0日</td><td></td><td></td> </tr> </table> <p>(中略) ③第1項の休暇は、前年度において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、基準日における前年度に付与された有給休暇の保有日数と合わせて6日になるまでの日数を付与する。 なお、入社日が4月1日以外の者については、4月1日から入社日前日までの暦日は全て出勤したものととして出勤率を算出するものとする。</p>	1ヵ月を平均した 所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	5日	10日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日	4日	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日			<p>入社日時点で短時間勤務を取得する場合への対応</p> <p>基準日統一に対する出勤率の算出ルールを明記</p>
入社	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																							
日数	10日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日																																																							
1ヵ月を平均した 所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																							
5日	10日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日																																																							
4日	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日																																																									
<p>第14章 効力</p>	<p>第14章 効力</p>																																																																		
<p>第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、<u>2022年4月1日</u>から<u>2023年3月31日</u>までとする。</p>	<p>第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、<u>2023年4月1日</u>から<u>2024年3月31日</u>までとする。</p>	<p>効力の年度改定</p>																																																																	
<p>第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、<u>2023年3月31日</u>を超えることはできない。</p>	<p>第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、<u>2024年3月31日</u>を超えることはできない。</p>	<p>効力の年度改定</p>																																																																	
<p>第15章 付則</p>	<p>第15章 付則</p>																																																																		
<p><u>2022年4月1日</u> 株式会社函館丸井今井 代表取締役 橋 淳央 三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一朗</p>	<p><u>2023年4月1日</u> 株式会社函館丸井今井 代表取締役 橋 淳央 三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一朗</p>	<p>効力の年度改定</p>																																																																	

■付属諸規程

現行	改訂	適用
<p>休日規程 第1章 総則</p>	<p>休日規程 第1章 総則</p>	
<p>第102条(休日数) 年間の総休日数113日の内訳は、原則として以下の通りとする。 5. 店舗休業日、各個休日 ……109日 6. 連続休暇分各個休日 ……8日</p>	<p>第102条(休日数) 年間の総休日数117日の内訳は、原則として以下の通りとする。 7. 店舗休業日、各個休日 ……109日 8. 連続休暇分各個休日 ……8日</p>	<p>総休日数の誤り</p>
<p>賃金規程 第3章 諸手当</p>	<p>賃金規程 第3章 諸手当</p>	
<p>第302条(時間外勤務手当・深夜勤務手当) 各人の所定就業時間外における早出、残業に対しては、時間外勤務手当(深夜勤務分含む)として、1分間につき通常の賃金および労働基準法に定める割増分の賃金を支給する。</p> <p>②前項にかかわらず、フレックスタイム制勤務者については、月間所定労働時間を超えて労働した時間には1分間につき労働基準法に定める時間外勤務手当を支給する。また、午後10時から午前5時の間に労働した時間には1分間につき労働基準法に定める深夜勤務手当を支給する。</p> <p>③前2項にかかわらず、労働基準法第41条該当者については、1分間につき本給を月の所定労働時間で除した賃金をもとに労働基準法に定める深夜勤務における割増分の賃金を支給する。</p> <p>④1分間における割増分の賃金は、以下の通りとする。</p> <p>(表略)</p> <p>上記にかかわらず、所定時間外労働が1ヵ月60時間を超える場合の割増率は、以下を適用する。</p> <p>(表略)</p>	<p>第302条(時間外勤務手当・深夜勤務手当) 各人の所定労働時間外労働に対しては、時間外勤務手当として、1分間につき通常の賃金及び割増賃金を支給する。なお、割増賃金率は、1か月の時間外労働の時間数に応じて、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。</p> <p>1. 所定時間外労働60時間以下 25% 2. 所定時間外労働60時間超 50%</p> <p>但し、労働基準法第41条該当者については、時間外勤務手当は支給しない。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>②午後10時から午前5時の間の労働に対しては、深夜勤務手当として、1分間につき割増賃金を支給する。なお、割増賃金率は25%とする。</p> <p>③前各項の割増賃金の基礎となる1分間当たりの賃金額は以下の式により算出する。</p> <p>本給/9510</p>	<p>表記の整理</p>
<p>(別表) 本給表・昇給表 【基本給】 (月額、単位：円) <メイトスタッフI></p>	<p>(別表) 本給表・昇給表 【基本給】 (月額、単位：円) <メイトスタッフI></p>	<p>ベースアップを反映・最低賃金引上げに伴う賃金表改定</p>

現行	改訂	適用																																																																																																																																																																																																				
<table border="1"> <tr><td>48</td><td>160,000</td></tr> <tr><td>49</td><td>159,000</td></tr> <tr><td>50</td><td>158,000</td></tr> <tr><td>51</td><td>157,000</td></tr> </table> <p><メイトスタッフⅡ></p> <table border="1"> <tr><th>ランク</th><th>メイトスタッフⅡ</th></tr> <tr><td>1</td><td>207,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>206,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>205,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>204,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>203,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>202,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>201,000</td></tr> <tr><td>8</td><td>200,000</td></tr> <tr><td>9</td><td>199,000</td></tr> <tr><td>10</td><td>198,000</td></tr> <tr><td>11</td><td>197,000</td></tr> <tr><td>12</td><td>196,000</td></tr> <tr><td>13</td><td>195,000</td></tr> <tr><td>14</td><td>194,000</td></tr> <tr><td>15</td><td>193,000</td></tr> <tr><td>16</td><td>192,000</td></tr> <tr><td>17</td><td>191,000</td></tr> <tr><td>18</td><td>190,000</td></tr> <tr><td>19</td><td>189,000</td></tr> <tr><td>20</td><td>188,000</td></tr> <tr><td>21</td><td>187,000</td></tr> <tr><td>22</td><td>186,000</td></tr> <tr><td>23</td><td>185,000</td></tr> <tr><td>24</td><td>184,000</td></tr> <tr><td>25</td><td>183,000</td></tr> <tr><td>26</td><td>182,000</td></tr> <tr><td>27</td><td>181,000</td></tr> <tr><td>28</td><td>180,000</td></tr> </table>	48	160,000	49	159,000	50	158,000	51	157,000	ランク	メイトスタッフⅡ	1	207,000	2	206,000	3	205,000	4	204,000	5	203,000	6	202,000	7	201,000	8	200,000	9	199,000	10	198,000	11	197,000	12	196,000	13	195,000	14	194,000	15	193,000	16	192,000	17	191,000	18	190,000	19	189,000	20	188,000	21	187,000	22	186,000	23	185,000	24	184,000	25	183,000	26	182,000	27	181,000	28	180,000	<table border="1"> <tr><th>ランク</th><th>メイトスタッフⅠ</th></tr> <tr><td>12</td><td>198,000</td></tr> <tr><td>13</td><td>197,000</td></tr> <tr><td>14</td><td>196,000</td></tr> <tr><td>15</td><td>195,000</td></tr> <tr><td>16</td><td>194,000</td></tr> <tr><td>17</td><td>193,000</td></tr> <tr><td>18</td><td>192,000</td></tr> <tr><td>19</td><td>191,000</td></tr> <tr><td>20</td><td>190,000</td></tr> <tr><td>21</td><td>189,000</td></tr> <tr><td>22</td><td>188,000</td></tr> <tr><td>23</td><td>187,000</td></tr> <tr><td>24</td><td>186,000</td></tr> <tr><td>25</td><td>185,000</td></tr> <tr><td>26</td><td>184,000</td></tr> <tr><td>27</td><td>183,000</td></tr> <tr><td>28</td><td>182,000</td></tr> <tr><td>29</td><td>181,000</td></tr> <tr><td>30</td><td>180,000</td></tr> <tr><td>31</td><td>179,000</td></tr> <tr><td>32</td><td>178,000</td></tr> <tr><td>33</td><td>177,000</td></tr> <tr><td>34</td><td>176,000</td></tr> <tr><td>35</td><td>175,000</td></tr> <tr><td>36</td><td>174,000</td></tr> <tr><td>37</td><td>173,000</td></tr> <tr><td>38</td><td>172,000</td></tr> <tr><td>39</td><td>171,000</td></tr> <tr><td>40</td><td>170,000</td></tr> <tr><td>41</td><td>169,000</td></tr> <tr><td>42</td><td>168,000</td></tr> <tr><td>43</td><td>167,000</td></tr> <tr><td>44</td><td>166,000</td></tr> <tr><td>45</td><td>165,000</td></tr> <tr><td>46</td><td>164,000</td></tr> </table> <p><メイトスタッフⅡ></p> <table border="1"> <tr><th>ランク</th><th>メイトスタッフⅡ</th></tr> <tr><td>1</td><td>209,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>208,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>207,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>206,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>205,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>204,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>203,000</td></tr> <tr><td>8</td><td>202,000</td></tr> <tr><td>9</td><td>201,000</td></tr> <tr><td>10</td><td>200,000</td></tr> <tr><td>11</td><td>199,000</td></tr> <tr><td>12</td><td>198,000</td></tr> <tr><td>13</td><td>197,000</td></tr> <tr><td>14</td><td>196,000</td></tr> <tr><td>15</td><td>195,000</td></tr> <tr><td>16</td><td>194,000</td></tr> <tr><td>17</td><td>193,000</td></tr> <tr><td>18</td><td>192,000</td></tr> <tr><td>19</td><td>191,000</td></tr> <tr><td>20</td><td>190,000</td></tr> <tr><td>21</td><td>189,000</td></tr> <tr><td>22</td><td>188,000</td></tr> <tr><td>23</td><td>187,000</td></tr> <tr><td>24</td><td>186,000</td></tr> <tr><td>25</td><td>185,000</td></tr> <tr><td>26</td><td>184,000</td></tr> <tr><td>27</td><td>183,000</td></tr> <tr><td>28</td><td>182,000</td></tr> </table>	ランク	メイトスタッフⅠ	12	198,000	13	197,000	14	196,000	15	195,000	16	194,000	17	193,000	18	192,000	19	191,000	20	190,000	21	189,000	22	188,000	23	187,000	24	186,000	25	185,000	26	184,000	27	183,000	28	182,000	29	181,000	30	180,000	31	179,000	32	178,000	33	177,000	34	176,000	35	175,000	36	174,000	37	173,000	38	172,000	39	171,000	40	170,000	41	169,000	42	168,000	43	167,000	44	166,000	45	165,000	46	164,000	ランク	メイトスタッフⅡ	1	209,000	2	208,000	3	207,000	4	206,000	5	205,000	6	204,000	7	203,000	8	202,000	9	201,000	10	200,000	11	199,000	12	198,000	13	197,000	14	196,000	15	195,000	16	194,000	17	193,000	18	192,000	19	191,000	20	190,000	21	189,000	22	188,000	23	187,000	24	186,000	25	185,000	26	184,000	27	183,000	28	182,000	
48	160,000																																																																																																																																																																																																					
49	159,000																																																																																																																																																																																																					
50	158,000																																																																																																																																																																																																					
51	157,000																																																																																																																																																																																																					
ランク	メイトスタッフⅡ																																																																																																																																																																																																					
1	207,000																																																																																																																																																																																																					
2	206,000																																																																																																																																																																																																					
3	205,000																																																																																																																																																																																																					
4	204,000																																																																																																																																																																																																					
5	203,000																																																																																																																																																																																																					
6	202,000																																																																																																																																																																																																					
7	201,000																																																																																																																																																																																																					
8	200,000																																																																																																																																																																																																					
9	199,000																																																																																																																																																																																																					
10	198,000																																																																																																																																																																																																					
11	197,000																																																																																																																																																																																																					
12	196,000																																																																																																																																																																																																					
13	195,000																																																																																																																																																																																																					
14	194,000																																																																																																																																																																																																					
15	193,000																																																																																																																																																																																																					
16	192,000																																																																																																																																																																																																					
17	191,000																																																																																																																																																																																																					
18	190,000																																																																																																																																																																																																					
19	189,000																																																																																																																																																																																																					
20	188,000																																																																																																																																																																																																					
21	187,000																																																																																																																																																																																																					
22	186,000																																																																																																																																																																																																					
23	185,000																																																																																																																																																																																																					
24	184,000																																																																																																																																																																																																					
25	183,000																																																																																																																																																																																																					
26	182,000																																																																																																																																																																																																					
27	181,000																																																																																																																																																																																																					
28	180,000																																																																																																																																																																																																					
ランク	メイトスタッフⅠ																																																																																																																																																																																																					
12	198,000																																																																																																																																																																																																					
13	197,000																																																																																																																																																																																																					
14	196,000																																																																																																																																																																																																					
15	195,000																																																																																																																																																																																																					
16	194,000																																																																																																																																																																																																					
17	193,000																																																																																																																																																																																																					
18	192,000																																																																																																																																																																																																					
19	191,000																																																																																																																																																																																																					
20	190,000																																																																																																																																																																																																					
21	189,000																																																																																																																																																																																																					
22	188,000																																																																																																																																																																																																					
23	187,000																																																																																																																																																																																																					
24	186,000																																																																																																																																																																																																					
25	185,000																																																																																																																																																																																																					
26	184,000																																																																																																																																																																																																					
27	183,000																																																																																																																																																																																																					
28	182,000																																																																																																																																																																																																					
29	181,000																																																																																																																																																																																																					
30	180,000																																																																																																																																																																																																					
31	179,000																																																																																																																																																																																																					
32	178,000																																																																																																																																																																																																					
33	177,000																																																																																																																																																																																																					
34	176,000																																																																																																																																																																																																					
35	175,000																																																																																																																																																																																																					
36	174,000																																																																																																																																																																																																					
37	173,000																																																																																																																																																																																																					
38	172,000																																																																																																																																																																																																					
39	171,000																																																																																																																																																																																																					
40	170,000																																																																																																																																																																																																					
41	169,000																																																																																																																																																																																																					
42	168,000																																																																																																																																																																																																					
43	167,000																																																																																																																																																																																																					
44	166,000																																																																																																																																																																																																					
45	165,000																																																																																																																																																																																																					
46	164,000																																																																																																																																																																																																					
ランク	メイトスタッフⅡ																																																																																																																																																																																																					
1	209,000																																																																																																																																																																																																					
2	208,000																																																																																																																																																																																																					
3	207,000																																																																																																																																																																																																					
4	206,000																																																																																																																																																																																																					
5	205,000																																																																																																																																																																																																					
6	204,000																																																																																																																																																																																																					
7	203,000																																																																																																																																																																																																					
8	202,000																																																																																																																																																																																																					
9	201,000																																																																																																																																																																																																					
10	200,000																																																																																																																																																																																																					
11	199,000																																																																																																																																																																																																					
12	198,000																																																																																																																																																																																																					
13	197,000																																																																																																																																																																																																					
14	196,000																																																																																																																																																																																																					
15	195,000																																																																																																																																																																																																					
16	194,000																																																																																																																																																																																																					
17	193,000																																																																																																																																																																																																					
18	192,000																																																																																																																																																																																																					
19	191,000																																																																																																																																																																																																					
20	190,000																																																																																																																																																																																																					
21	189,000																																																																																																																																																																																																					
22	188,000																																																																																																																																																																																																					
23	187,000																																																																																																																																																																																																					
24	186,000																																																																																																																																																																																																					
25	185,000																																																																																																																																																																																																					
26	184,000																																																																																																																																																																																																					
27	183,000																																																																																																																																																																																																					
28	182,000																																																																																																																																																																																																					
<p>退職給付規程 第3章 確定拠出年金</p> <p>第306条(加入を希望しない者への代替措置) 確定拠出年金への加入を希望しない者については、確定拠出年金制度に拠出すべき前条に定める拠出算定給の額を退職給付前払い手当として、対象月翌月の給与支給日に給与とは別に支給する。</p> <p>⑤確定拠出年金制度の加入、非加入を選択後は変更することはできない。</p> <p><u>諒解事項</u> 第305条の2第3項にかかわらず、確定拠出年金の加入者は、2022年9月30日まで個人型年金に掛金を拠出することはできない。</p>	<p>退職給付規程 第3章 確定拠出年金</p> <p>第306条(加入を希望しない者への代替措置) 確定拠出年金への加入を希望しない者については、確定拠出年金制度に拠出すべき前条に定める拠出算定給の額を退職給付前払い手当として、対象月翌月の給与支給日に給与とは別に支給する</p> <p>⑤確定拠出年金制度の加入、非加入を選択後は変更することはできない。</p> <p>(削除)</p>	<p>期日が経過したため、諒解事項を削除</p>																																																																																																																																																																																																				
<p>キャリア形成支援制度規程 第5章 グループライフイベント転籍制度</p> <p>第503条(申請事由) 本制度の申請事由は、新会社雇用日前日2年以内にいずれかの事由が発生した場合に申請することができる。</p> <p>(中略) 2. 介護・看護 但し、対象家族は2親等までに限る。 (新設)</p>	<p>キャリア形成支援制度規程 第5章 グループライフイベント転籍制度</p> <p>第503条(申請事由) 本制度は、新会社雇用日前日より前2年以内に、次のいずれかの事由が発生した場合に申請することができる。</p> <p>(中略) 2. 介護・看護 但し、対象家族は2親等までに限る。</p>	<p>昨年度改訂ミス 対象家族の状況の証明に関する運用面での補足</p>																																																																																																																																																																																																				

現行	改訂	適用
(以下略) (新設)	<p><u>なお、この場合、対象家族が要介護状態にあることまたは看護が必要であることの証明書、医師の診断書を提出するものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>4. 離婚</p>	
新設	配偶者転勤休職規程	制度導入・グループ各社共通
	<p>第1条(目的)</p> <p>本規程は、労働協約第512条第7号に基づき、組合員が配偶者の勤務等の事由により転居を必要とする地域(海外・国内)において配偶者と生活を共にするために休職する場合の取扱いに関する事項を定める。</p>	
	<p>第2条(対象)</p> <p>配偶者転勤休職の対象者は、配偶者が次の各号のいずれかの事由により、転居を必要とする地域(海外・国内)に滞在し、当該地域において配偶者と生活を共にする者で、<u>休職期間終了後に復職の意思のある者とする。</u></p> <p>但し、配偶者の当該地域での滞在が6か月以上にわたって継続することが見込まれるものに限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該地域での勤務(出張、社命留学等を含む) 2. 当該地域での事業の経営など個人が行う職業上の活動 <p>なお、労働協約第512条に定める休職(第7号を除く)を取得中の者が配偶者転勤休職を希望する場合、取得中の休職の事由が消滅している場合にのみ申し出ることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・休職の対象者として、復職の意思のある者を規定 ・他の休職者が配偶者転勤休職を取得できる条件を規定
	<p>第3条(休職期間及び中断・再開)</p> <p>配偶者転勤休職期間は、1回につき、原則として最短6ヵ月、最長3ヵ年とする。なお、最長期間の範囲内であっても、休職の中断及び再開は認めない。</p> <p>②配偶者転勤休職終了日から次の配偶者転勤休職開始日までの間隔は原則として3年以上とする。なお、この3年に労働協約第512条に定める休職期間(第7号を除く)は含まない。</p> <p>③休職の開始日は各月1日付け、終了日は各月末日とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・休職の中断、再開不可を明記 ・休職と休職の間隔を5年から3年に変更
	<p>第4条(手続)</p> <p>配偶者転勤休職を希望する者は、所定の申請用紙により、原則として2ヵ月前までに所属長を経て会社に申し出る。</p>	
	<p>第5条(期間の変更)</p> <p>配偶者転勤休職期間は、本規程第3条の範囲内で変更を認めることがある。なお、変更を希望する場合は、変更予定日の2ヵ月前までに会社に申し出なければならない。</p>	
	<p>第6条(休職の取消)</p> <p>次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として休職を取り消す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本人及び配偶者が休職条件に該当しなくなった場合(配偶者と離婚した場合、配偶者が死亡した場合を含む) 2. 産前産後休暇、育児休職、介護休職を取得することとなった場合 3. 傷病により継続して1ヵ月を超えて労務不能となった場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・休職の取消事由を規定 ・産前産後休暇を取得については、希望に応じて出産予定日の8週間前からの取得も可能とする

現行	改訂	適用
	<p>②前項の各号に該当した場合、原則として該当日後直近の月末日を以て休職は終了する。</p> <p>③第1項の各号に該当した場合は、速やかに会社に申し出なければならない。</p>	
	<p>第6条(期間中の賃金及び賞与)</p> <p>配偶者転勤休職期間中の賃金及び賞与は支給しない。</p>	
	<p>第7条(勤続年数)</p> <p>配偶者転勤休職の期間は勤続年数として加算しない。</p>	
	<p>第8条(社会保険)</p> <p>配偶者転勤休職期間中は、社会保険の被保険者の資格は継続し、従業員負担分保険料は本人が負担する。</p>	
	<p>第9条(福利厚生)</p> <p>配偶者転勤休職期間中の福利厚生の取扱いは、出勤しないために受けることのできない事項を除き一般と同様とする。</p>	
	<p>第10条(復職)</p> <p>復職時の職場は、社内歴等を総合的に勘案して決定する。</p>	
	<p>第11条(本給評価による格付)</p> <p>配偶者転勤休職を実施する者の本給評価による格付けに関する取扱いは、原則として「賃金規程」による。</p> <p>②復職時の本給評価による格付けについては、評価対象期間(前年4月1日から当年3月31日)に勤務実績が6ヵ月未満の場合は、当年6月16日付本給評価は実施しない。</p>	

(3) アシストスタッフ

■ 労働協約 (本則)

現行	改訂	適用																																																																																								
<p>第5章 人事 第1節 人事</p> <p>第502条(アシストスタッフの定義と採用) (中略)</p> <p>②前項の「短時間」とは、1週間当たり実働15時間以上35時間以内の時間をいう。</p> <p>第503条 (アシストスタッフの区分) アシストスタッフの区分は、個々に定められた1週間の勤務日数・所定労働時間等に基づき原則次の通りとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>勤務日数</th> <th>勤務時間固定</th> <th>所定労働時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アシスタフA B</td> <td>週5日</td> <td>A有・B無</td> <td>週25時間(20時間以上28時間未満)</td> </tr> <tr> <td>アシスタフC D</td> <td>週5日</td> <td>C有・D無</td> <td>週35時間(28時間以上35時間以内)</td> </tr> <tr> <td>アシスタフE F</td> <td>週5日</td> <td>E有・F無</td> <td>週30時間(28時間以上35時間以内)</td> </tr> <tr> <td>アシスタフG H</td> <td>週4日</td> <td>G有・H無</td> <td>週20時間(20時間以上28時間未満)</td> </tr> <tr> <td>アシスタフI J</td> <td>週4日</td> <td>I有・J無</td> <td>週28時間(28時間以上35時間以内)</td> </tr> <tr> <td>アシスタフK L</td> <td>週4日</td> <td>K有・L無</td> <td>週24時間(20時間以上28時間未満)</td> </tr> <tr> <td>アシスタフM N</td> <td>週3日</td> <td>M有・N無</td> <td>週15時間(20時間未満)</td> </tr> <tr> <td>アシスタフO P</td> <td>週3日</td> <td>O有・P無</td> <td>週21時間(20時間以上28時間未満)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	勤務日数	勤務時間固定	所定労働時間	アシスタフA B	週5日	A有・B無	週25時間(20時間以上28時間未満)	アシスタフC D	週5日	C有・D無	週35時間(28時間以上35時間以内)	アシスタフE F	週5日	E有・F無	週30時間(28時間以上35時間以内)	アシスタフG H	週4日	G有・H無	週20時間(20時間以上28時間未満)	アシスタフI J	週4日	I有・J無	週28時間(28時間以上35時間以内)	アシスタフK L	週4日	K有・L無	週24時間(20時間以上28時間未満)	アシスタフM N	週3日	M有・N無	週15時間(20時間未満)	アシスタフO P	週3日	O有・P無	週21時間(20時間以上28時間未満)	<p>第5章 人事 第1節 人事</p> <p>第502条(アシストスタッフの定義と採用) (中略)</p> <p>②前項の「短時間」とは、1週間当たり実働12時間以上35時間以内の時間をいう。</p> <p>第503条 (アシストスタッフの区分) アシストスタッフの区分は、個々に定められた1週間の勤務日数・所定労働時間等に基づき原則次の通りとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>勤務日数</th> <th>勤務時間固定</th> <th>所定労働時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アシスタフA B</td> <td>週5日</td> <td>A有・B無</td> <td>週25時間(20時間以上28時間未満)</td> </tr> <tr> <td>アシスタフC D</td> <td>週5日</td> <td>C有・D無</td> <td>週35時間(28時間以上35時間以内)</td> </tr> <tr> <td>アシスタフE F</td> <td>週5日</td> <td>E有・F無</td> <td>週30時間(28時間以上35時間以内)</td> </tr> <tr> <td>アシスタフG H</td> <td>週4日</td> <td>G有・H無</td> <td>週20時間(20時間以上28時間未満)</td> </tr> <tr> <td>アシスタフI J</td> <td>週4日</td> <td>I有・J無</td> <td>週28時間(28時間以上35時間以内)</td> </tr> <tr> <td>アシスタフK L</td> <td>週4日</td> <td>K有・L無</td> <td>週24時間(20時間以上28時間未満)</td> </tr> <tr> <td>アシスタフM N</td> <td>週3日</td> <td>M有・N無</td> <td>週15時間(20時間未満)</td> </tr> <tr> <td>アシスタフO P</td> <td>週3日</td> <td>O有・P無</td> <td>週21時間(20時間以上28時間未満)</td> </tr> <tr> <td>アシスタフQ R</td> <td>週3日</td> <td>Q有・R無</td> <td>週18時間(20時間未満)</td> </tr> <tr> <td>アシスタフS T</td> <td>週4日</td> <td>S有・T無</td> <td>週28時間(28時間以上35時間以内)</td> </tr> <tr> <td>アシスタフU V</td> <td>週4日</td> <td>U有・V無</td> <td>週24時間(20時間以上28時間未満)</td> </tr> <tr> <td>アシスタフW X</td> <td>週4日</td> <td>W有・X無</td> <td>週28時間(28時間以上35時間以内)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	勤務日数	勤務時間固定	所定労働時間	アシスタフA B	週5日	A有・B無	週25時間(20時間以上28時間未満)	アシスタフC D	週5日	C有・D無	週35時間(28時間以上35時間以内)	アシスタフE F	週5日	E有・F無	週30時間(28時間以上35時間以内)	アシスタフG H	週4日	G有・H無	週20時間(20時間以上28時間未満)	アシスタフI J	週4日	I有・J無	週28時間(28時間以上35時間以内)	アシスタフK L	週4日	K有・L無	週24時間(20時間以上28時間未満)	アシスタフM N	週3日	M有・N無	週15時間(20時間未満)	アシスタフO P	週3日	O有・P無	週21時間(20時間以上28時間未満)	アシスタフQ R	週3日	Q有・R無	週18時間(20時間未満)	アシスタフS T	週4日	S有・T無	週28時間(28時間以上35時間以内)	アシスタフU V	週4日	U有・V無	週24時間(20時間以上28時間未満)	アシスタフW X	週4日	W有・X無	週28時間(28時間以上35時間以内)	<p>社会保険適用拡大に伴う対応</p>
区分	勤務日数	勤務時間固定	所定労働時間																																																																																							
アシスタフA B	週5日	A有・B無	週25時間(20時間以上28時間未満)																																																																																							
アシスタフC D	週5日	C有・D無	週35時間(28時間以上35時間以内)																																																																																							
アシスタフE F	週5日	E有・F無	週30時間(28時間以上35時間以内)																																																																																							
アシスタフG H	週4日	G有・H無	週20時間(20時間以上28時間未満)																																																																																							
アシスタフI J	週4日	I有・J無	週28時間(28時間以上35時間以内)																																																																																							
アシスタフK L	週4日	K有・L無	週24時間(20時間以上28時間未満)																																																																																							
アシスタフM N	週3日	M有・N無	週15時間(20時間未満)																																																																																							
アシスタフO P	週3日	O有・P無	週21時間(20時間以上28時間未満)																																																																																							
区分	勤務日数	勤務時間固定	所定労働時間																																																																																							
アシスタフA B	週5日	A有・B無	週25時間(20時間以上28時間未満)																																																																																							
アシスタフC D	週5日	C有・D無	週35時間(28時間以上35時間以内)																																																																																							
アシスタフE F	週5日	E有・F無	週30時間(28時間以上35時間以内)																																																																																							
アシスタフG H	週4日	G有・H無	週20時間(20時間以上28時間未満)																																																																																							
アシスタフI J	週4日	I有・J無	週28時間(28時間以上35時間以内)																																																																																							
アシスタフK L	週4日	K有・L無	週24時間(20時間以上28時間未満)																																																																																							
アシスタフM N	週3日	M有・N無	週15時間(20時間未満)																																																																																							
アシスタフO P	週3日	O有・P無	週21時間(20時間以上28時間未満)																																																																																							
アシスタフQ R	週3日	Q有・R無	週18時間(20時間未満)																																																																																							
アシスタフS T	週4日	S有・T無	週28時間(28時間以上35時間以内)																																																																																							
アシスタフU V	週4日	U有・V無	週24時間(20時間以上28時間未満)																																																																																							
アシスタフW X	週4日	W有・X無	週28時間(28時間以上35時間以内)																																																																																							
<p>第5章 人事 第2節 休職</p> <p>第512条(休職) 会社は、アシストスタッフが次の各号の一つに該当するときは休職とする。 (中略) (新設) 7. その他、会社が認めた事由による連続欠勤が30日に及んだときは休職とし、当該休職が3ヶ月に到達した日を休職満了日とする。但し、在職期間中、同一事由によるものは1回のみとする</p>	<p>第5章 人事 第2節 休職</p> <p>第512条(休職) 会社は、アシストスタッフが次の各号の一つに該当するときは休職とする。 (中略) 7. 配偶者の勤務等の事由により転居を必要とする地域(海外・国内)において配偶者と生活を共にするために休業を申し出たとき。この場合は、別に定める「配偶者転勤休職規程」により取扱う。 8. その他、会社が認めた事由による連続欠勤が30日に及んだときは休職とし、当該休職が3ヶ月に到達した日を休職満了日とする。但し、在職期間中、同一事由によるものは1回のみとする。</p>	<p>配偶者転勤休職制度の規定</p>																																																																																								
<p>第6章 労働条件 第1節 就業時間</p> <p>第601条(労働時間) アシストスタッフの所定労働時間は、原則として、1日実働5時間以上7時間以内、労働日数は週5日、週所定労働時間は15時間以上35時間以内とし、個々に定める。</p>	<p>第6章 労働条件 第1節 就業時間</p> <p>第601条(労働時間) アシストスタッフの所定労働時間は、原則として、1日実働4時間以上7時間以内、労働日数は週5日、週所定労働時間は12時間以上35時間以内とし、個々に定める。</p>	<p>社会保険適用拡大に伴う対応</p>																																																																																								
<p>第6章 労働条件 第2節 休日・休暇</p> <p>第614条(年次有給休暇) 会社は、アシストスタッフに対し、次の基準により年次有給休暇を与える。なお、勤続年数の算定は、毎年10月11日をもって基準とする。 (中略) ③第1項第2号の休暇は、前年10月11日～10月10日の期間において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、前年の有給休暇保有日数に応じて、有給休暇の合計が一定になるまで次の有給休暇を付与する。 (新設) (以下略)</p>	<p>第6章 労働条件 第2節 休日・休暇</p> <p>第614条(年次有給休暇) 会社は、アシストスタッフに対し、勤続年数及び週契約日数・時間に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。なお、勤続年数の算定は、毎年10月11日をもって基準とし、従前のアシストスタッフの勤続年数を通算する。また、毎年10月11日時点で、短時間勤務規程第8条に定める所定労働日数の低減により勤務時間の短縮を実施している場合は、週契約日数・時間については「週4日かつ週30時間未満契約」を適用する。 (中略) ③第1項第2号の休暇は、前年10月11日～10月10日の期間において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、前年の有給休暇保有日数に応じて、有給休暇の合計が一定になるまで次の有給休暇を付与する。なお、入社日が10月11日以外の者については、10月11日から入社日前日までの暦日は全て出勤したのものとして出勤率を算出するものとする。 (以下略)</p>	<p>入社日時点で短時間勤務を取得する場合への対応</p> <p>基準日統一に対する出勤率の算出ルールを明記</p>																																																																																								
<p>第14章 効力</p>	<p>第14章 効力</p>																																																																																									

現行	改訂	適用
第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2022年4月1日</u> から <u>2023年3月31日</u> までとする。	第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2023年4月1日</u> から <u>2024年3月31日</u> までとする。	効力の年度改定
第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2023年3月31日</u> を超えることはできない。	第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2024年3月31日</u> を超えることはできない。	効力の年度改定
第15章 付則	第15章 付則	
<u>2022年4月1日</u> 株式会社函館丸井今井 代表取締役 橋 淳央 三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一郎	<u>2023年4月1日</u> 株式会社函館丸井今井 代表取締役 橋 淳央 三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一郎	効力の年度改定

■付属諸規程

現行	改訂	適用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
就業形態規程	就業形態規程																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
別表 アシストスタッフ・エルダーアシスト・エルダースタッフ I <table border="1"> <thead> <tr> <th>労働時間</th> <th>5時間</th> <th>労働時間</th> <th>6時間</th> <th>労働時間</th> <th>7時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休憩時間</td> <td>45分</td> <td>休憩時間</td> <td>90分</td> <td>休憩時間</td> <td>90分</td> </tr> <tr> <td>始業時間</td> <td>終業時間</td> <td>始業時間</td> <td>終業時間</td> <td>始業時間</td> <td>終業時間</td> </tr> <tr> <td>8:30</td> <td>14:15</td> <td>8:30</td> <td>16:00</td> <td>8:30</td> <td>17:00</td> </tr> <tr> <td>9:30</td> <td>15:15</td> <td>9:30</td> <td>17:00</td> <td>9:30</td> <td>18:00</td> </tr> <tr> <td>11:00</td> <td>16:45</td> <td>11:10</td> <td>18:40</td> <td>10:10</td> <td>18:40</td> </tr> <tr> <td>12:55</td> <td>18:40</td> <td>11:20</td> <td>18:50</td> <td>10:20</td> <td>18:50</td> </tr> <tr> <td>13:05</td> <td>18:50</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	労働時間	5時間	労働時間	6時間	労働時間	7時間	休憩時間	45分	休憩時間	90分	休憩時間	90分	始業時間	終業時間	始業時間	終業時間	始業時間	終業時間	8:30	14:15	8:30	16:00	8:30	17:00	9:30	15:15	9:30	17:00	9:30	18:00	11:00	16:45	11:10	18:40	10:10	18:40	12:55	18:40	11:20	18:50	10:20	18:50	13:05	18:50					別表 アシストスタッフ・エルダーアシスト・エルダースタッフ I <table border="1"> <thead> <tr> <th>労働時間</th> <th>4時間</th> <th>労働時間</th> <th>5時間</th> <th>労働時間</th> <th>6時間</th> <th>労働時間</th> <th>7時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休憩時間</td> <td>45分</td> <td>休憩時間</td> <td>45分</td> <td>休憩時間</td> <td>90分</td> <td>休憩時間</td> <td>90分</td> </tr> <tr> <td>始業時間</td> <td>終業時間</td> <td>始業時間</td> <td>終業時間</td> <td>始業時間</td> <td>終業時間</td> <td>始業時間</td> <td>終業時間</td> </tr> <tr> <td>8:30</td> <td>13:15</td> <td>8:30</td> <td>14:15</td> <td>8:30</td> <td>16:00</td> <td>8:30</td> <td>17:00</td> </tr> <tr> <td>9:30</td> <td>14:15</td> <td>9:30</td> <td>15:15</td> <td>9:30</td> <td>17:00</td> <td>9:30</td> <td>18:00</td> </tr> <tr> <td>10:00</td> <td>14:45</td> <td>11:00</td> <td>16:45</td> <td>11:10</td> <td>18:40</td> <td>10:10</td> <td>18:40</td> </tr> <tr> <td>11:30</td> <td>16:15</td> <td>12:55</td> <td>18:40</td> <td>11:20</td> <td>18:50</td> <td>10:20</td> <td>18:50</td> </tr> <tr> <td>12:00</td> <td>16:45</td> <td>13:05</td> <td>18:50</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13:55</td> <td>18:40</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14:05</td> <td>18:50</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	労働時間	4時間	労働時間	5時間	労働時間	6時間	労働時間	7時間	休憩時間	45分	休憩時間	45分	休憩時間	90分	休憩時間	90分	始業時間	終業時間	始業時間	終業時間	始業時間	終業時間	始業時間	終業時間	8:30	13:15	8:30	14:15	8:30	16:00	8:30	17:00	9:30	14:15	9:30	15:15	9:30	17:00	9:30	18:00	10:00	14:45	11:00	16:45	11:10	18:40	10:10	18:40	11:30	16:15	12:55	18:40	11:20	18:50	10:20	18:50	12:00	16:45	13:05	18:50					13:55	18:40							14:05	18:50							社会保険適用拡大に伴う対応																																																																																																																																																																																																																																						
労働時間	5時間	労働時間	6時間	労働時間	7時間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
休憩時間	45分	休憩時間	90分	休憩時間	90分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
始業時間	終業時間	始業時間	終業時間	始業時間	終業時間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
8:30	14:15	8:30	16:00	8:30	17:00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
9:30	15:15	9:30	17:00	9:30	18:00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
11:00	16:45	11:10	18:40	10:10	18:40																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
12:55	18:40	11:20	18:50	10:20	18:50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
13:05	18:50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
労働時間	4時間	労働時間	5時間	労働時間	6時間	労働時間	7時間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
休憩時間	45分	休憩時間	45分	休憩時間	90分	休憩時間	90分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
始業時間	終業時間	始業時間	終業時間	始業時間	終業時間	始業時間	終業時間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
8:30	13:15	8:30	14:15	8:30	16:00	8:30	17:00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
9:30	14:15	9:30	15:15	9:30	17:00	9:30	18:00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
10:00	14:45	11:00	16:45	11:10	18:40	10:10	18:40																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
11:30	16:15	12:55	18:40	11:20	18:50	10:20	18:50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
12:00	16:45	13:05	18:50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
13:55	18:40																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
14:05	18:50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
賃金規程	賃金規程																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(別表) アシストスタッフ 本給・能力給及び本給評価表 【アシストスタッフ 本給表】ベース給+職種給+能力給+調整給 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時給</th> <th colspan="2">POS専任</th> <th colspan="2">販売全般</th> </tr> <tr> <th>固定</th> <th>シフト</th> <th>固定</th> <th>シフト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>1,055</td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td>1,050</td><td></td><td>1,050</td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td>1,045</td><td>1,045</td><td>1,045</td></tr> <tr><td>4</td><td>1,040</td><td>1,040</td><td>1,040</td><td>1,040</td></tr> <tr><td>5</td><td>1,035</td><td>1,035</td><td>1,035</td><td>1,035</td></tr> <tr><td>6</td><td>1,030</td><td>1,030</td><td>1,030</td><td>1,030</td></tr> <tr><td>7</td><td>1,025</td><td>1,025</td><td>1,025</td><td>1,025</td></tr> <tr><td>8</td><td>1,020</td><td>1,020</td><td>1,020</td><td>1,020</td></tr> <tr><td>9</td><td>1,015</td><td>1,015</td><td>1,015</td><td>1,015</td></tr> <tr><td>10</td><td>1,010</td><td>1,010</td><td>1,010</td><td>1,010</td></tr> <tr><td>11</td><td>1,005</td><td>1,005</td><td>1,005</td><td>1,005</td></tr> <tr><td>12</td><td>1,000</td><td>1,000</td><td>1,000</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>13</td><td>995</td><td>995</td><td>995</td><td>995</td></tr> <tr><td>14</td><td>990</td><td>990</td><td>990</td><td>990</td></tr> <tr><td>15</td><td>985</td><td>985</td><td>985</td><td>985</td></tr> <tr><td>16</td><td>980</td><td>980</td><td>980</td><td>980</td></tr> <tr><td>17</td><td>975</td><td>975</td><td>975</td><td>975</td></tr> <tr><td>18</td><td>970</td><td>970</td><td>970</td><td>970</td></tr> <tr><td>19</td><td>965</td><td>965</td><td>965</td><td>965</td></tr> <tr><td>20</td><td>960</td><td>960</td><td>960</td><td>960</td></tr> <tr><td>21</td><td>955</td><td>955</td><td>955</td><td>955</td></tr> <tr><td>22</td><td>950</td><td>950</td><td>950</td><td>950</td></tr> <tr><td>23</td><td>945</td><td>945</td><td>945</td><td>945</td></tr> <tr><td>24</td><td>940</td><td>940</td><td>940</td><td>940</td></tr> <tr><td>25</td><td>935</td><td>935</td><td>935</td><td>935</td></tr> <tr><td>26</td><td>930</td><td>930</td><td>930</td><td>930</td></tr> <tr><td>27</td><td>925</td><td>925</td><td>925</td><td>925</td></tr> <tr><td>28</td><td>920</td><td>920</td><td>920</td><td>920</td></tr> <tr><td>29</td><td>915</td><td>915</td><td>915</td><td>915</td></tr> <tr><td>30</td><td>910</td><td>910</td><td>910</td><td>910</td></tr> <tr><td>31</td><td>905</td><td>905</td><td>905</td><td>905</td></tr> <tr><td>32</td><td>900</td><td>900</td><td>900</td><td></td></tr> <tr><td>33</td><td>895</td><td></td><td>895</td><td></td></tr> <tr><td>34</td><td>890</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	時給	POS専任		販売全般		固定	シフト	固定	シフト	1				1,055	2		1,050		1,050	3		1,045	1,045	1,045	4	1,040	1,040	1,040	1,040	5	1,035	1,035	1,035	1,035	6	1,030	1,030	1,030	1,030	7	1,025	1,025	1,025	1,025	8	1,020	1,020	1,020	1,020	9	1,015	1,015	1,015	1,015	10	1,010	1,010	1,010	1,010	11	1,005	1,005	1,005	1,005	12	1,000	1,000	1,000	1,000	13	995	995	995	995	14	990	990	990	990	15	985	985	985	985	16	980	980	980	980	17	975	975	975	975	18	970	970	970	970	19	965	965	965	965	20	960	960	960	960	21	955	955	955	955	22	950	950	950	950	23	945	945	945	945	24	940	940	940	940	25	935	935	935	935	26	930	930	930	930	27	925	925	925	925	28	920	920	920	920	29	915	915	915	915	30	910	910	910	910	31	905	905	905	905	32	900	900	900		33	895		895		34	890				(別表) アシストスタッフ 本給・能力給及び本給評価表 【アシストスタッフ 本給表】ベース給+職種給+能力給+調整給 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時給</th> <th colspan="2">POS専任</th> <th colspan="2">販売全般</th> </tr> <tr> <th>固定</th> <th>シフト</th> <th>固定</th> <th>シフト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>1,095</td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td>1,090</td><td></td><td>1,090</td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td>1,085</td><td>1,085</td><td>1,085</td></tr> <tr><td>4</td><td>1,080</td><td>1,080</td><td>1,080</td><td>1,080</td></tr> <tr><td>5</td><td>1,075</td><td>1,075</td><td>1,075</td><td>1,075</td></tr> <tr><td>6</td><td>1,070</td><td>1,070</td><td>1,070</td><td>1,070</td></tr> <tr><td>7</td><td>1,065</td><td>1,065</td><td>1,065</td><td>1,065</td></tr> <tr><td>8</td><td>1,060</td><td>1,060</td><td>1,060</td><td>1,060</td></tr> <tr><td>9</td><td>1,055</td><td>1,055</td><td>1,055</td><td>1,055</td></tr> <tr><td>10</td><td>1,050</td><td>1,050</td><td>1,050</td><td>1,050</td></tr> <tr><td>11</td><td>1,045</td><td>1,045</td><td>1,045</td><td>1,045</td></tr> <tr><td>12</td><td>1,040</td><td>1,040</td><td>1,040</td><td>1,040</td></tr> <tr><td>13</td><td>1,035</td><td>1,035</td><td>1,035</td><td>1,035</td></tr> <tr><td>14</td><td>1,030</td><td>1,030</td><td>1,030</td><td>1,030</td></tr> <tr><td>15</td><td>1,025</td><td>1,025</td><td>1,025</td><td>1,025</td></tr> <tr><td>16</td><td>1,020</td><td>1,020</td><td>1,020</td><td>1,020</td></tr> <tr><td>17</td><td>1,015</td><td>1,015</td><td>1,015</td><td>1,015</td></tr> <tr><td>18</td><td>1,010</td><td>1,010</td><td>1,010</td><td>1,010</td></tr> <tr><td>19</td><td>1,005</td><td>1,005</td><td>1,005</td><td>1,005</td></tr> <tr><td>20</td><td>1,000</td><td>1,000</td><td>1,000</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>21</td><td>995</td><td>995</td><td>995</td><td>995</td></tr> <tr><td>22</td><td>990</td><td>990</td><td>990</td><td>990</td></tr> <tr><td>23</td><td>985</td><td>985</td><td>985</td><td>985</td></tr> <tr><td>24</td><td>980</td><td>980</td><td>980</td><td>980</td></tr> <tr><td>25</td><td>975</td><td>975</td><td>975</td><td>975</td></tr> <tr><td>26</td><td>970</td><td>970</td><td>970</td><td>970</td></tr> <tr><td>27</td><td>965</td><td>965</td><td>965</td><td>965</td></tr> <tr><td>28</td><td>960</td><td>960</td><td>960</td><td>960</td></tr> <tr><td>29</td><td>955</td><td>955</td><td>955</td><td>955</td></tr> <tr><td>30</td><td>950</td><td>950</td><td>950</td><td>950</td></tr> <tr><td>31</td><td>945</td><td>945</td><td>945</td><td>945</td></tr> <tr><td>32</td><td>940</td><td>940</td><td>940</td><td></td></tr> <tr><td>33</td><td>935</td><td></td><td>935</td><td></td></tr> <tr><td>34</td><td>930</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	時給	POS専任		販売全般		固定	シフト	固定	シフト	1				1,095	2		1,090		1,090	3		1,085	1,085	1,085	4	1,080	1,080	1,080	1,080	5	1,075	1,075	1,075	1,075	6	1,070	1,070	1,070	1,070	7	1,065	1,065	1,065	1,065	8	1,060	1,060	1,060	1,060	9	1,055	1,055	1,055	1,055	10	1,050	1,050	1,050	1,050	11	1,045	1,045	1,045	1,045	12	1,040	1,040	1,040	1,040	13	1,035	1,035	1,035	1,035	14	1,030	1,030	1,030	1,030	15	1,025	1,025	1,025	1,025	16	1,020	1,020	1,020	1,020	17	1,015	1,015	1,015	1,015	18	1,010	1,010	1,010	1,010	19	1,005	1,005	1,005	1,005	20	1,000	1,000	1,000	1,000	21	995	995	995	995	22	990	990	990	990	23	985	985	985	985	24	980	980	980	980	25	975	975	975	975	26	970	970	970	970	27	965	965	965	965	28	960	960	960	960	29	955	955	955	955	30	950	950	950	950	31	945	945	945	945	32	940	940	940		33	935		935		34	930				最低賃金引上げ（覚書締結済み）・ベースアップを反映
時給		POS専任		販売全般																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	固定	シフト	固定	シフト																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1				1,055																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2		1,050		1,050																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3		1,045	1,045	1,045																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4	1,040	1,040	1,040	1,040																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
5	1,035	1,035	1,035	1,035																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
6	1,030	1,030	1,030	1,030																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
7	1,025	1,025	1,025	1,025																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
8	1,020	1,020	1,020	1,020																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
9	1,015	1,015	1,015	1,015																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
10	1,010	1,010	1,010	1,010																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
11	1,005	1,005	1,005	1,005																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
12	1,000	1,000	1,000	1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
13	995	995	995	995																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
14	990	990	990	990																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
15	985	985	985	985																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
16	980	980	980	980																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
17	975	975	975	975																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
18	970	970	970	970																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
19	965	965	965	965																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
20	960	960	960	960																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
21	955	955	955	955																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
22	950	950	950	950																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
23	945	945	945	945																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
24	940	940	940	940																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
25	935	935	935	935																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
26	930	930	930	930																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
27	925	925	925	925																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
28	920	920	920	920																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
29	915	915	915	915																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
30	910	910	910	910																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
31	905	905	905	905																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
32	900	900	900																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
33	895		895																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
34	890																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
時給	POS専任		販売全般																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	固定	シフト	固定	シフト																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1				1,095																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2		1,090		1,090																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3		1,085	1,085	1,085																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4	1,080	1,080	1,080	1,080																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
5	1,075	1,075	1,075	1,075																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
6	1,070	1,070	1,070	1,070																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
7	1,065	1,065	1,065	1,065																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
8	1,060	1,060	1,060	1,060																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
9	1,055	1,055	1,055	1,055																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
10	1,050	1,050	1,050	1,050																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
11	1,045	1,045	1,045	1,045																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
12	1,040	1,040	1,040	1,040																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
13	1,035	1,035	1,035	1,035																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
14	1,030	1,030	1,030	1,030																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
15	1,025	1,025	1,025	1,025																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
16	1,020	1,020	1,020	1,020																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
17	1,015	1,015	1,015	1,015																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
18	1,010	1,010	1,010	1,010																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
19	1,005	1,005	1,005	1,005																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
20	1,000	1,000	1,000	1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
21	995	995	995	995																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
22	990	990	990	990																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
23	985	985	985	985																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
24	980	980	980	980																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
25	975	975	975	975																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
26	970	970	970	970																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
27	965	965	965	965																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
28	960	960	960	960																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
29	955	955	955	955																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
30	950	950	950	950																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
31	945	945	945	945																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
32	940	940	940																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
33	935		935																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
34	930																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

現行	改訂	適用
<p style="text-align: center;">キャリア形成支援制度規程 第3章 グループライフイベント転籍制度</p> <p>第303条(申請事由) 本制度の申請事由は、新会社雇用日前日2年以内にいずれかの事由が発生した場合に申請することができる。</p> <p>(中略) 2. 介護・看護 但し、対象家族は2親等までに限る。 (新設)</p> <p>(以下略) (新設)</p>	<p style="text-align: center;">キャリア形成支援制度規程 第5章 グループライフイベント転籍制度</p> <p>第303条(申請事由) 本制度は、新会社雇用日前日より前2年以内に、次のいずれかの事由が発生した場合に申請することができる。</p> <p>(中略) 2. 介護・看護 但し、対象家族は2親等までに限る。 <u>なお、この場合、対象家族が要介護状態にあることまたは看護が必要であることの証明書、医師の診断書を提出するものとする。</u></p> <p>(中略) 4. 離婚</p>	<p>昨年度改訂ミス 対象家族の状況の証明に関する運用面での補足</p>
<p style="text-align: center;">－ 参 考 －</p> <p>ゼネラルスタッフ労働協約を適用する諸規程等</p> <p>アシストスタッフ労働協約のうち、以下の規程等についてはゼネラルスタッフ労働協約を適用しています。 必要な点は、人事部事務所に備え付けのゼネラルスタッフ労働協約を参照して下さい。</p> <p><ゼネラルスタッフ労働協約> 「通勤費支給細則」 「自家用車通勤管理規程」 「自己研修休職規程」 (新設) 「出張規程」 「国内出向規程」 「安全衛生管理規程」 「安全衛生管理規程運用細則」 「安全衛生委員会規則」 「健康情報等の取扱規程」 「自動車安全運転規程」 「職務発明規程」 「苦情処理規程」 「紛争の解決・平和条項に関する協定」</p>	<p>(削除)</p> <p>ゼネラルスタッフ労働協約を適用する諸規程等</p> <p>アシストスタッフ労働協約のうち、以下の規程等についてはゼネラルスタッフ労働協約を適用とする。 必要な点は、人事部事務所に備え付けのゼネラルスタッフ労働協約を参照するものとする。</p> <p><ゼネラルスタッフ労働協約> 「通勤費支給細則」 「自家用車通勤管理規程」 「自己研修休職規程」 <u>「配偶者転勤休職制度規程」</u> 「出張規程」 「国内出向規程」 「安全衛生管理規程」 「安全衛生管理規程運用細則」 「安全衛生委員会規則」 「健康情報等の取扱規程」 「自動車安全運転規程」 「職務発明規程」 「苦情処理規程」 「紛争の解決・平和条項に関する協定」</p>	<p>配偶者転勤休職制度規程の新設</p>

(4) エルダースタッフ I ・エルダーアシストスタッフ

■ 労働協約 (本則)

現行	改訂	適用																																																																																
<p>第5章 人事 第1節 人事</p> <p>第502条(エルダースタッフの定義と採用) (中略)</p> <p>②前項の「短時間」とは、1週間当たり実働15時間以上35時間以内の時間をいう。</p> <p>第503条(エルダースタッフの区分) エルダースタッフの区分は、雇用契約書上定められた1週間の勤務日数・所定労働時間等に基づき原則次の通りとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>勤務日数</th> <th>勤務時間固定</th> <th>所定労働時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エルダースタッフAB</td> <td>週5日</td> <td>A有・B無</td> <td>週25時間(20時間以上28時間未満)</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフCD</td> <td>週5日</td> <td>C有・D無</td> <td>週35時間(28時間以上35時間以内)</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフEF</td> <td>週5日</td> <td>E有・F無</td> <td>週30時間(28時間以内35時間以内)</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフGH</td> <td>週4日</td> <td>G有・H無</td> <td>週20時間(20時間以上28時間未満)</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフIJ</td> <td>週4日</td> <td>I有・J無</td> <td>週28時間(28/時間以上35時間以内)</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフKL</td> <td>週4日</td> <td>K有・L無</td> <td>週24時間(20時間以上28時間未満)</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフMN</td> <td>週3日</td> <td>M有・N無</td> <td>週15時間(20時間未満)</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフOP</td> <td>週3日</td> <td>O有・P無</td> <td>週21時間(20時間以上28時間未満)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	勤務日数	勤務時間固定	所定労働時間	エルダースタッフAB	週5日	A有・B無	週25時間(20時間以上28時間未満)	エルダースタッフCD	週5日	C有・D無	週35時間(28時間以上35時間以内)	エルダースタッフEF	週5日	E有・F無	週30時間(28時間以内35時間以内)	エルダースタッフGH	週4日	G有・H無	週20時間(20時間以上28時間未満)	エルダースタッフIJ	週4日	I有・J無	週28時間(28/時間以上35時間以内)	エルダースタッフKL	週4日	K有・L無	週24時間(20時間以上28時間未満)	エルダースタッフMN	週3日	M有・N無	週15時間(20時間未満)	エルダースタッフOP	週3日	O有・P無	週21時間(20時間以上28時間未満)	<p>第5章 人事 第1節 人事</p> <p>第502条(エルダースタッフの定義と採用) (中略)</p> <p>②前項の「短時間」とは、1週間当たり実働12時間以上35時間以内の時間をいう。</p> <p>第503条(エルダースタッフの区分) エルダースタッフの区分は、雇用契約書上定められた1週間の勤務日数・所定労働時間等に基づき原則次の通りとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>勤務日数</th> <th>勤務時間固定</th> <th>所定労働時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エルダースタッフAB</td> <td>週5日</td> <td>A有・B無</td> <td>週25時間(20時間以上28時間未満)</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフCD</td> <td>週5日</td> <td>C有・D無</td> <td>週35時間(28時間以上35時間以内)</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフEF</td> <td>週5日</td> <td>E有・F無</td> <td>週30時間(28時間以内35時間以内)</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフGH</td> <td>週4日</td> <td>G有・H無</td> <td>週20時間(20時間以上28時間未満)</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフIJ</td> <td>週4日</td> <td>I有・J無</td> <td>週28時間(28/時間以上35時間以内)</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフKL</td> <td>週4日</td> <td>K有・L無</td> <td>週24時間(20時間以上28時間未満)</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフMN</td> <td>週3日</td> <td>M有・N無</td> <td>週15時間(20時間未満)</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフOP</td> <td>週3日</td> <td>O有・P無</td> <td>週21時間(20時間以上28時間未満)</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフQR</td> <td>週3日</td> <td>Q有・R無</td> <td>週18時間(20時間未満)</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフS</td> <td>週3日</td> <td>S有・T無</td> <td>週20時間(20時間以上)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	勤務日数	勤務時間固定	所定労働時間	エルダースタッフAB	週5日	A有・B無	週25時間(20時間以上28時間未満)	エルダースタッフCD	週5日	C有・D無	週35時間(28時間以上35時間以内)	エルダースタッフEF	週5日	E有・F無	週30時間(28時間以内35時間以内)	エルダースタッフGH	週4日	G有・H無	週20時間(20時間以上28時間未満)	エルダースタッフIJ	週4日	I有・J無	週28時間(28/時間以上35時間以内)	エルダースタッフKL	週4日	K有・L無	週24時間(20時間以上28時間未満)	エルダースタッフMN	週3日	M有・N無	週15時間(20時間未満)	エルダースタッフOP	週3日	O有・P無	週21時間(20時間以上28時間未満)	エルダースタッフQR	週3日	Q有・R無	週18時間(20時間未満)	エルダースタッフS	週3日	S有・T無	週20時間(20時間以上)	<p>社会保険適用拡大に伴う対応</p>
区分	勤務日数	勤務時間固定	所定労働時間																																																																															
エルダースタッフAB	週5日	A有・B無	週25時間(20時間以上28時間未満)																																																																															
エルダースタッフCD	週5日	C有・D無	週35時間(28時間以上35時間以内)																																																																															
エルダースタッフEF	週5日	E有・F無	週30時間(28時間以内35時間以内)																																																																															
エルダースタッフGH	週4日	G有・H無	週20時間(20時間以上28時間未満)																																																																															
エルダースタッフIJ	週4日	I有・J無	週28時間(28/時間以上35時間以内)																																																																															
エルダースタッフKL	週4日	K有・L無	週24時間(20時間以上28時間未満)																																																																															
エルダースタッフMN	週3日	M有・N無	週15時間(20時間未満)																																																																															
エルダースタッフOP	週3日	O有・P無	週21時間(20時間以上28時間未満)																																																																															
区分	勤務日数	勤務時間固定	所定労働時間																																																																															
エルダースタッフAB	週5日	A有・B無	週25時間(20時間以上28時間未満)																																																																															
エルダースタッフCD	週5日	C有・D無	週35時間(28時間以上35時間以内)																																																																															
エルダースタッフEF	週5日	E有・F無	週30時間(28時間以内35時間以内)																																																																															
エルダースタッフGH	週4日	G有・H無	週20時間(20時間以上28時間未満)																																																																															
エルダースタッフIJ	週4日	I有・J無	週28時間(28/時間以上35時間以内)																																																																															
エルダースタッフKL	週4日	K有・L無	週24時間(20時間以上28時間未満)																																																																															
エルダースタッフMN	週3日	M有・N無	週15時間(20時間未満)																																																																															
エルダースタッフOP	週3日	O有・P無	週21時間(20時間以上28時間未満)																																																																															
エルダースタッフQR	週3日	Q有・R無	週18時間(20時間未満)																																																																															
エルダースタッフS	週3日	S有・T無	週20時間(20時間以上)																																																																															
<p>第5章 人事 第2節 休職</p> <p>第512条(休職) 会社は、エルダースタッフ I ・エルダーアシストスタッフが次の各号の一つに該当するときは休職とする。 (中略) (新設) 7. その他、会社が認めた事由による連続欠勤が30日に及んだときは休職とし、当該休職が3ヶ月に到達した日を休職満了日とする。但し、在職期間中、同一事由によるものは1回のみとする</p>	<p>第5章 人事 第2節 休職</p> <p>第512条(休職) 会社は、エルダースタッフ I ・エルダーアシストスタッフが次の各号の一つに該当するときは休職とする。 (中略) 7. <u>配偶者の勤務等の事由により転居を必要とする地域(海外・国内)において配偶者と生活を共にするために休業を申し出たとき。この場合は、別に定める「配偶者転勤休職規程」により取扱う。</u> 8. その他、会社が認めた事由による連続欠勤が30日に及んだときは休職とし、当該休職が3ヶ月に到達した日を休職満了日とする。但し、在職期間中、同一事由によるものは1回のみとする。</p>	<p>配偶者転勤休職制度の規定</p>																																																																																
<p>第6章 労働条件 第1節 就業時間</p> <p>第601条(労働時間) エルダースタッフ I ・エルダーアシストスタッフの所定労働時間は、原則として、1日実働5時間以上7時間以内、労働日数は週5日、週所定労働時間は15時間以上35時間以内とし、個々に定める。</p>	<p>第6章 労働条件 第1節 就業時間</p> <p>第601条(労働時間) エルダースタッフ I ・エルダーアシストスタッフの所定労働時間は、原則として、1日実働4時間以上7時間以内、労働日数は週5日、週所定労働時間は12時間以上35時間以内とし、個々に定める。</p>	<p>社会保険適用拡大に伴う対応</p>																																																																																
<p>第6章 労働条件 第2節 休日・休暇</p> <p>第613条(年次有給休暇) 会社は、エルダースタッフに対し、次の基準により年次有給休暇を与える。なお、勤続年数の算定は、毎年10月11日をもって基準とする。また勤続年数は、従前の年数を通算する。</p>	<p>第6章 労働条件 第2節 休日・休暇</p> <p>第614条(年次有給休暇) 会社は、エルダースタッフに対し、次の基準により年次有給休暇を与える。なお、勤続年数の算定は、毎年10月11日をもって基準とする。また勤続年数は、従前の年数を通算する。 また、毎年10月11日時点で、<u>短時間勤務規程第8条に定める所定労働日数の低減により勤務時間の短縮を実施している場合は、週契約日数・時間については「週4日かつ週30時間未満契約」を適用する。</u></p>	<p>入社日時時点で短時間勤務を取得する場合への対応</p>																																																																																
<p>第14章 効力</p> <p>第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、<u>2022年4月1日から2023年3月31日まで</u>とする。</p> <p>第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、<u>2023年3月31</u></p>	<p>第14章 効力</p> <p>第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、<u>2023年4月1日から2024年3月31日まで</u>とする。</p> <p>第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、<u>2024年3月31</u></p>	<p>効力の年度改定</p>																																																																																

現行	改訂	適用
日を超えることはできない。	日を超えることはできない。	
第15章 付則	第15章 付則	
2022年4月1日 株式会社函館丸井今井 代表取締役 橋 淳央 三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一郎	2023年4月1日 株式会社函館丸井今井 代表取締役 橋 淳央 三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一郎	効力の年度改定

■付属諸規程

現行	改訂	適用																																																																																																																																
就業形態規程	就業形態規程																																																																																																																																	
別表 アシストスタッフ・エルダーアシスト・エルダースタッフⅠ	別表 アシストスタッフ・エルダーアシスト・エルダースタッフⅠ	社会保険適用拡大に伴う対応																																																																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>労働時間</th> <th>5時間</th> <th>労働時間</th> <th>6時間</th> <th>労働時間</th> <th>7時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休憩時間</td> <td>45分</td> <td>休憩時間</td> <td>90分</td> <td>休憩時間</td> <td>90分</td> </tr> <tr> <td>始業時間</td> <td>終業時間</td> <td>始業時間</td> <td>終業時間</td> <td>始業時間</td> <td>終業時間</td> </tr> <tr> <td>8:30</td> <td>14:15</td> <td>8:30</td> <td>16:00</td> <td>8:30</td> <td>17:00</td> </tr> <tr> <td>9:30</td> <td>15:15</td> <td>9:30</td> <td>17:00</td> <td>9:30</td> <td>18:00</td> </tr> <tr> <td>11:00</td> <td>16:45</td> <td>11:10</td> <td>18:40</td> <td>10:10</td> <td>18:40</td> </tr> <tr> <td>12:55</td> <td>18:40</td> <td>11:20</td> <td>18:50</td> <td>10:20</td> <td>18:50</td> </tr> <tr> <td>13:05</td> <td>18:50</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	労働時間	5時間	労働時間	6時間	労働時間	7時間	休憩時間	45分	休憩時間	90分	休憩時間	90分	始業時間	終業時間	始業時間	終業時間	始業時間	終業時間	8:30	14:15	8:30	16:00	8:30	17:00	9:30	15:15	9:30	17:00	9:30	18:00	11:00	16:45	11:10	18:40	10:10	18:40	12:55	18:40	11:20	18:50	10:20	18:50	13:05	18:50					<table border="1"> <thead> <tr> <th>労働時間</th> <th>4時間</th> <th>労働時間</th> <th>5時間</th> <th>労働時間</th> <th>6時間</th> <th>労働時間</th> <th>7時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休憩時間</td> <td>45分</td> <td>休憩時間</td> <td>45分</td> <td>休憩時間</td> <td>90分</td> <td>休憩時間</td> <td>90分</td> </tr> <tr> <td>始業時間</td> <td>終業時間</td> <td>始業時間</td> <td>終業時間</td> <td>始業時間</td> <td>終業時間</td> <td>始業時間</td> <td>終業時間</td> </tr> <tr> <td>8:30</td> <td>13:15</td> <td>8:30</td> <td>14:15</td> <td>8:30</td> <td>16:00</td> <td>8:30</td> <td>17:00</td> </tr> <tr> <td>9:30</td> <td>14:15</td> <td>9:30</td> <td>15:15</td> <td>9:30</td> <td>17:00</td> <td>9:30</td> <td>18:00</td> </tr> <tr> <td>10:00</td> <td>14:45</td> <td>11:00</td> <td>16:45</td> <td>11:10</td> <td>18:40</td> <td>10:10</td> <td>18:40</td> </tr> <tr> <td>11:30</td> <td>16:15</td> <td>12:55</td> <td>18:40</td> <td>11:20</td> <td>18:50</td> <td>10:20</td> <td>18:50</td> </tr> <tr> <td>12:00</td> <td>16:45</td> <td>13:05</td> <td>18:50</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13:55</td> <td>18:40</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14:05</td> <td>18:50</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	労働時間	4時間	労働時間	5時間	労働時間	6時間	労働時間	7時間	休憩時間	45分	休憩時間	45分	休憩時間	90分	休憩時間	90分	始業時間	終業時間	始業時間	終業時間	始業時間	終業時間	始業時間	終業時間	8:30	13:15	8:30	14:15	8:30	16:00	8:30	17:00	9:30	14:15	9:30	15:15	9:30	17:00	9:30	18:00	10:00	14:45	11:00	16:45	11:10	18:40	10:10	18:40	11:30	16:15	12:55	18:40	11:20	18:50	10:20	18:50	12:00	16:45	13:05	18:50					13:55	18:40							14:05	18:50							
労働時間	5時間	労働時間	6時間	労働時間	7時間																																																																																																																													
休憩時間	45分	休憩時間	90分	休憩時間	90分																																																																																																																													
始業時間	終業時間	始業時間	終業時間	始業時間	終業時間																																																																																																																													
8:30	14:15	8:30	16:00	8:30	17:00																																																																																																																													
9:30	15:15	9:30	17:00	9:30	18:00																																																																																																																													
11:00	16:45	11:10	18:40	10:10	18:40																																																																																																																													
12:55	18:40	11:20	18:50	10:20	18:50																																																																																																																													
13:05	18:50																																																																																																																																	
労働時間	4時間	労働時間	5時間	労働時間	6時間	労働時間	7時間																																																																																																																											
休憩時間	45分	休憩時間	45分	休憩時間	90分	休憩時間	90分																																																																																																																											
始業時間	終業時間	始業時間	終業時間	始業時間	終業時間	始業時間	終業時間																																																																																																																											
8:30	13:15	8:30	14:15	8:30	16:00	8:30	17:00																																																																																																																											
9:30	14:15	9:30	15:15	9:30	17:00	9:30	18:00																																																																																																																											
10:00	14:45	11:00	16:45	11:10	18:40	10:10	18:40																																																																																																																											
11:30	16:15	12:55	18:40	11:20	18:50	10:20	18:50																																																																																																																											
12:00	16:45	13:05	18:50																																																																																																																															
13:55	18:40																																																																																																																																	
14:05	18:50																																																																																																																																	
賃金規程	賃金規程																																																																																																																																	
(別表) エルダースタッフⅠ及びエルダーアシストスタッフ本給表・能力給表及び昇給表 【エルダースタッフⅠ 本給表】	(別表) エルダースタッフⅠ及びエルダーアシストスタッフ本給表・能力給表及び昇給表 【エルダースタッフⅠ 本給表】	最低賃金引上げ(覚書締結済み)・ベースアップを反映																																																																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>時給</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>960</td></tr> <tr><td>2</td><td>955</td></tr> <tr><td>3</td><td>950</td></tr> <tr><td>4</td><td>945</td></tr> <tr><td>5</td><td>940</td></tr> <tr><td>6</td><td>935</td></tr> <tr><td>7</td><td>930</td></tr> <tr><td>8</td><td>925</td></tr> <tr><td>9</td><td>920</td></tr> <tr><td>10</td><td>915</td></tr> <tr><td>11</td><td>910</td></tr> <tr><td>12</td><td>905</td></tr> <tr><td>13</td><td>900</td></tr> </tbody> </table>	時給		1	960	2	955	3	950	4	945	5	940	6	935	7	930	8	925	9	920	10	915	11	910	12	905	13	900	<table border="1"> <thead> <tr> <th>時給</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>995</td></tr> <tr><td>3</td><td>990</td></tr> <tr><td>4</td><td>985</td></tr> <tr><td>5</td><td>980</td></tr> <tr><td>6</td><td>975</td></tr> <tr><td>7</td><td>970</td></tr> <tr><td>8</td><td>965</td></tr> <tr><td>9</td><td>960</td></tr> <tr><td>10</td><td>955</td></tr> <tr><td>11</td><td>950</td></tr> <tr><td>12</td><td>945</td></tr> <tr><td>13</td><td>940</td></tr> </tbody> </table>	時給		1	1,000	2	995	3	990	4	985	5	980	6	975	7	970	8	965	9	960	10	955	11	950	12	945	13	940																																																																									
時給																																																																																																																																		
1	960																																																																																																																																	
2	955																																																																																																																																	
3	950																																																																																																																																	
4	945																																																																																																																																	
5	940																																																																																																																																	
6	935																																																																																																																																	
7	930																																																																																																																																	
8	925																																																																																																																																	
9	920																																																																																																																																	
10	915																																																																																																																																	
11	910																																																																																																																																	
12	905																																																																																																																																	
13	900																																																																																																																																	
時給																																																																																																																																		
1	1,000																																																																																																																																	
2	995																																																																																																																																	
3	990																																																																																																																																	
4	985																																																																																																																																	
5	980																																																																																																																																	
6	975																																																																																																																																	
7	970																																																																																																																																	
8	965																																																																																																																																	
9	960																																																																																																																																	
10	955																																																																																																																																	
11	950																																																																																																																																	
12	945																																																																																																																																	
13	940																																																																																																																																	

現行	改訂	適用																																																								
<p>【エルダーアシストスタッフ 本給表】</p> <table border="1" data-bbox="84 152 319 638"> <thead> <tr> <th>時給</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>960</td></tr> <tr><td>2</td><td>955</td></tr> <tr><td>3</td><td>950</td></tr> <tr><td>4</td><td>945</td></tr> <tr><td>5</td><td>940</td></tr> <tr><td>6</td><td>935</td></tr> <tr><td>7</td><td>930</td></tr> <tr><td>8</td><td>925</td></tr> <tr><td>9</td><td>920</td></tr> <tr><td>10</td><td>915</td></tr> <tr><td>11</td><td>910</td></tr> <tr><td>12</td><td>905</td></tr> <tr><td>13</td><td>900</td></tr> </tbody> </table>	時給		1	960	2	955	3	950	4	945	5	940	6	935	7	930	8	925	9	920	10	915	11	910	12	905	13	900	<p>【エルダースタッフⅠ 能力給表】</p> <table border="1" data-bbox="695 152 930 638"> <thead> <tr> <th>時給</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>60</td></tr> <tr><td>2</td><td>55</td></tr> <tr><td>3</td><td>50</td></tr> <tr><td>4</td><td>45</td></tr> <tr><td>5</td><td>40</td></tr> <tr><td>6</td><td>35</td></tr> <tr><td>7</td><td>30</td></tr> <tr><td>8</td><td>25</td></tr> <tr><td>9</td><td>20</td></tr> <tr><td>10</td><td>15</td></tr> <tr><td>11</td><td>10</td></tr> <tr><td>12</td><td>5</td></tr> <tr><td>13</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>	時給		1	60	2	55	3	50	4	45	5	40	6	35	7	30	8	25	9	20	10	15	11	10	12	5	13	0	
時給																																																										
1	960																																																									
2	955																																																									
3	950																																																									
4	945																																																									
5	940																																																									
6	935																																																									
7	930																																																									
8	925																																																									
9	920																																																									
10	915																																																									
11	910																																																									
12	905																																																									
13	900																																																									
時給																																																										
1	60																																																									
2	55																																																									
3	50																																																									
4	45																																																									
5	40																																																									
6	35																																																									
7	30																																																									
8	25																																																									
9	20																																																									
10	15																																																									
11	10																																																									
12	5																																																									
13	0																																																									
<p>キャリア形成支援制度規程 第2章 グループライフイベント転籍制度</p>	<p>キャリア形成支援制度規程 第2章 グループライフイベント転籍制度</p>																																																									
<p>第203条(申請事由) 本制度の申請事由は、新会社雇用日前日2年以内にいずれかの事由が発生した場合に申請することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 介護・看護 但し、対象家族は2親等までに限る。 (新設)</p> <p>(以下略) (新設)</p>	<p>第203条(申請事由) 本制度は、新会社雇用日前日より前2年以内に、次のいずれかの事由が発生した場合に申請することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 介護・看護 但し、対象家族は2親等までに限る。 <u>なお、この場合、対象家族が要介護状態にあることまたは看護が必要であることの証明書、医師の診断書を提出するものとする。</u> (中略)</p> <p>4. 離婚</p>	<p>昨年度改訂ミス 対象家族の状況の証明に関する運用面での補足</p>																																																								
<p>－ 参 考 ー ゼネラルスタッフ労働協約を適用する諸規程等</p> <p>エルダースタッフ労働協約のうち、以下の規程等についてはゼネラルスタッフ・アシストスタッフ労働協約を適用しています。 必要な点は、人事部事務所に備え付けのゼネラルスタッフ・アシストスタッフ労働協約を参照して下さい。</p> <p><ゼネラルスタッフ労働協約> 「通勤費支給細則」 「自家用車通勤管理規程」 「自己研修休職規程」 (新設) 「出張規程」 「国内出向規程」 「安全衛生管理規程」 「安全衛生管理規程運用細則」 「安全衛生委員会規則」 「健康情報等の取扱規程」 「自動車安全運転規程」 「職務発明規程」 「苦情処理規程」 「紛争の解決・平和条項に関する協定」 「テレワーク規程」 <アシストスタッフ労働協約> 「育児勤務規定」 「介護・準備勤務規程」 「短時間勤務規程」</p>	<p>(削除) ゼネラルスタッフ労働協約を適用する諸規程等</p> <p>エルダースタッフ労働協約のうち、以下の規程等についてはゼネラルスタッフ・アシストスタッフ労働協約を適用する。 必要な点は、人事部事務所に備え付けのゼネラルスタッフ・アシストスタッフ労働協約を参照するものとする。</p> <p><ゼネラルスタッフ労働協約> 「通勤費支給細則」 「自家用車通勤管理規程」 「自己研修休職規程」 <u>「配偶者転勤休職制度規程」</u> 「出張規程」 「国内出向規程」 「安全衛生管理規程」 「安全衛生管理規程運用細則」 「安全衛生委員会規則」 「健康情報等の取扱規程」 「自動車安全運転規程」 「職務発明規程」 「苦情処理規程」 「紛争の解決・平和条項に関する協定」 「テレワーク規程」 <アシストスタッフ労働協約> 「育児勤務規定」 「介護・準備勤務規程」</p>	<p>配偶者転勤休職制度の新設</p>																																																								

(5) エルダースタッフスタッフⅡ・Ⅲ・Ⅳ

■労働協約（本則）

現行	改訂	適用																																																																	
<p>第5章 人事 第2節 休職</p>	<p>第5章 人事 第2節 休職</p>																																																																		
<p>第512条(休職) 会社は、エルダースタッフスタッフⅡ・Ⅲ・Ⅳが次の各号の一つに該当するときは休職とする。 (中略) (新設) 7. その他、会社が認めた事由による連続欠勤が30日に及んだときは休職とし、当該休職が3ヶ月に到達した日を休職満了日とする。但し、在職期間中、同一事由によるものは1回のみとする</p>	<p>第512条(休職) 会社は、エルダースタッフスタッフⅡ・Ⅲ・Ⅳが次の各号の一つに該当するときは休職とする。 (中略) 7. 配偶者の勤務等の事由により転居を必要とする地域（海外・国内）において配偶者と生活を共にするために休業を申し出たとき。この場合は、別に定める「配偶者転勤休職規程」により取扱う。 8. その他、会社が認めた事由による連続欠勤が30日に及んだときは休職とし、当該休職が3ヶ月に到達した日を休職満了日とする。但し、在職期間中、同一事由によるものは1回のみとする。</p>	<p>配偶者転勤休職制度の規定</p>																																																																	
<p>第6章 労働条件 第2節 休日・休暇</p>	<p>第6章 労働条件 第2節 休日・休暇</p>																																																																		
<p>第616条(年次有給休暇) 会社はエルダースタッフスタッフⅡ・Ⅲ・Ⅳに対して、ゼネラルスタッフ、メイトスタッフ、スペシャルスタッフ、プロスタッフ及びエルダースタッフⅡ・Ⅲ・Ⅳに対し、勤続年数に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。 (中略) 1. 入社時に付与する年次有給休暇は、入社月により次の通りとする。</p> <table border="1" data-bbox="92 943 646 1003"> <tr> <td>入社</td> <td>4月</td> <td>5月</td> <td>6月</td> <td>7月</td> <td>8月</td> <td>9月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> <td>1月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> </tr> <tr> <td>日数</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>6日</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> </table> <p>(中略) ③第1項の休暇は、前年度において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、基準日における前年度に付与された有給休暇の保有日数と合わせて6日になるまでの日数を付与する。 (新設)</p>	入社	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	日数	10日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日	<p>第616条(年次有給休暇) 会社はエルダースタッフスタッフⅡ・Ⅲ・Ⅳに対して、(削除)勤続年数及び1ヶ月を平均した週所定労働日数に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。 (中略) 1. 入社時に付与する年次有給休暇は、入社月及び1ヶ月を平均した週所定労働日数により次の通りとする。なお、入社日時点で、介護・介護準備勤務規程第7条または短時間勤務規程第8条に定める所定労働日数の低減により勤務時間の短縮を実施している場合、1ヶ月を平均した週所定労働日数については「週4日」を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="699 1016 1265 1115"> <tr> <td>1ヶ月を平均した所定労働時間</td> <td>4月</td> <td>5月</td> <td>6月</td> <td>7月</td> <td>8月</td> <td>9月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> <td>1月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> </tr> <tr> <td>5日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>6日</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>4日</td> <td>7日</td> <td>7日</td> <td>7日</td> <td>7日</td> <td>7日</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>0日</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(中略) ③第1項の休暇は、前年度において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、基準日における前年度に付与された有給休暇の保有日数と合わせて6日になるまでの日数を付与する。 なお、入社日が4月1日以外の者については、4月1日から入社日前日までの暦日は全て出勤したのものとして出勤率を算出するものとする。</p>	1ヶ月を平均した所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	5日	10日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日	4日	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日			<p>入社日時点で短時間勤務を取得する場合への対応 基準日統一に対する出勤率の算出ルールを明記</p>
入社	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																							
日数	10日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日																																																							
1ヶ月を平均した所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																							
5日	10日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日																																																							
4日	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日																																																									
<p>第14章 効力</p>	<p>第14章 効力</p>																																																																		
<p>第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、<u>2022年4月1日から2023年3月31日</u>までとする。</p>	<p>第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、<u>2023年4月1日から2024年3月31日</u>までとする。</p>	<p>効力の年度改定</p>																																																																	
<p>第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、<u>2023年3月31日</u>を超えることはできない。</p>	<p>第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、<u>2024年3月31日</u>を超えることはできない。</p>	<p>効力の年度改定</p>																																																																	
<p>第15章 付則</p>	<p>第15章 付則</p>																																																																		
<p>2022年4月1日 株式会社函館丸井今井 代表取締役 橋 淳央 三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一朗</p>	<p>2023年4月1日 株式会社函館丸井今井 代表取締役 橋 淳央 三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一朗</p>	<p>効力の年度改定</p>																																																																	

■付属諸規程

現行	改訂	適用																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
休日規程 第1章 総則	休日規程 第1章 総則																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第102条(休日数) 年間の総休日数113日の内訳は、原則として以下の通りとする。 9. 店舗休業日、各個休日 ……109日 10. 連続休暇分各個休日 ……8日	第102条(休日数) 年間の総休日数117日の内訳は、原則として以下の通りとする。 11. 店舗休業日、各個休日 ……109日 12. 連続休暇分各個休日 ……8日	総休日数の誤り																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
賃金規程 第3章 諸手当	賃金規程 第3章 諸手当																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第302条(時間外勤務手当・深夜勤務手当) 各人の所定就業時間外における早出、残業に対しては、時間外勤務手当(深夜勤務分含む)として、1分間につき通常の賃金および労働基準法に定める割増分の賃金を支給する。 ②前項にかかわらず、フレックスタイム制勤務者については、月間所定労働時間を超えて労働した時間には1分間につき労働基準法に定める時間外勤務手当を支給する。また、午後10時から午前5時の間に労働した時間には1分間につき労働基準法に定める深夜勤務手当を支給する。 ③前2項にかかわらず、労働基準法第41条該当者については、1分間につき本給を月の所定労働時間で除した賃金をもとに労働基準法に定める深夜勤務における割増分の賃金を支給する。 ④1分間における割増分の賃金は、以下の通りとする。 (表略) 上記にかかわらず、所定時間外労働が1ヵ月60時間を超える場合の割増率は、以下を適用する。 (表略)	第302条(時間外勤務手当・深夜勤務手当) 各人の所定労働時間外労働に対しては、時間外勤務手当として、1分間につき通常の賃金及び割増賃金を支給する。なお、割増賃金率は、1か月の時間外労働の時間数に応じて、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。 1. 所定時間外労働60時間以下 25% 2. 所定時間外労働60時間超 50% 但し、労働基準法第41条該当者については、時間外勤務手当は支給しない。 (削除) (削除) (削除) ②午後10時から午前5時の間の労働に対しては、深夜勤務手当として、1分間につき割増賃金を支給する。なお、割増賃金率は25%とする。 ③前各項の割増賃金の基礎となる1分間当たりの賃金額は以下の式により算出する。 本給/9510	表記の整理																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
(別表) エルダースタッフⅡ・Ⅲ・Ⅳ 給表及び昇給表 【エルダースタッフⅡ本給表】 <table border="1" style="font-size: small;"> <thead> <tr><th>ランク</th><th>エルダースタッフⅡ</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>181,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>180,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>179,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>178,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>177,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>176,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>175,000</td></tr> <tr><td>8</td><td>174,000</td></tr> <tr><td>9</td><td>173,000</td></tr> <tr><td>10</td><td>172,000</td></tr> <tr><td>11</td><td>171,000</td></tr> <tr><td>12</td><td>170,000</td></tr> <tr><td>13</td><td>169,000</td></tr> <tr><td>14</td><td>168,000</td></tr> <tr><td>15</td><td>167,000</td></tr> <tr><td>16</td><td>166,000</td></tr> <tr><td>17</td><td>165,000</td></tr> <tr><td>18</td><td>164,000</td></tr> <tr><td>19</td><td>163,000</td></tr> <tr><td>20</td><td>162,000</td></tr> <tr><td>21</td><td>161,000</td></tr> <tr><td>22</td><td>160,000</td></tr> <tr><td>23</td><td>159,000</td></tr> <tr><td>24</td><td>158,000</td></tr> <tr><td>25</td><td>157,000</td></tr> </tbody> </table> 【エルダースタッフⅢ本給表】 <table border="1" style="font-size: small;"> <thead> <tr><th>ランク</th><th>エルダースタッフⅢ</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>204,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>203,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>202,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>201,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>200,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>199,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>198,000</td></tr> <tr><td>8</td><td>197,000</td></tr> <tr><td>9</td><td>196,000</td></tr> <tr><td>10</td><td>195,000</td></tr> <tr><td>11</td><td>194,000</td></tr> <tr><td>12</td><td>193,000</td></tr> <tr><td>13</td><td>192,000</td></tr> <tr><td>14</td><td>191,000</td></tr> <tr><td>15</td><td>190,000</td></tr> <tr><td>16</td><td>189,000</td></tr> <tr><td>17</td><td>188,000</td></tr> <tr><td>18</td><td>187,000</td></tr> <tr><td>19</td><td>186,000</td></tr> <tr><td>20</td><td>185,000</td></tr> <tr><td>21</td><td>184,000</td></tr> <tr><td>22</td><td>183,000</td></tr> <tr><td>23</td><td>182,000</td></tr> <tr><td>24</td><td>181,000</td></tr> <tr><td>25</td><td>180,000</td></tr> </tbody> </table> 【エルダースタッフⅣ本給表】 <table border="1" style="font-size: small;"> <thead> <tr><th>ランク</th><th>エルダースタッフⅣ</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>224,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>223,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>222,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>221,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>220,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>219,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>218,000</td></tr> <tr><td>8</td><td>217,000</td></tr> <tr><td>9</td><td>216,000</td></tr> <tr><td>10</td><td>215,000</td></tr> <tr><td>11</td><td>214,000</td></tr> <tr><td>12</td><td>213,000</td></tr> <tr><td>13</td><td>212,000</td></tr> <tr><td>14</td><td>211,000</td></tr> <tr><td>15</td><td>210,000</td></tr> <tr><td>16</td><td>209,000</td></tr> <tr><td>17</td><td>208,000</td></tr> <tr><td>18</td><td>207,000</td></tr> <tr><td>19</td><td>206,000</td></tr> <tr><td>20</td><td>205,000</td></tr> <tr><td>21</td><td>204,000</td></tr> <tr><td>22</td><td>203,000</td></tr> <tr><td>23</td><td>202,000</td></tr> <tr><td>24</td><td>201,000</td></tr> <tr><td>25</td><td>200,000</td></tr> </tbody> </table>	ランク	エルダースタッフⅡ	1	181,000	2	180,000	3	179,000	4	178,000	5	177,000	6	176,000	7	175,000	8	174,000	9	173,000	10	172,000	11	171,000	12	170,000	13	169,000	14	168,000	15	167,000	16	166,000	17	165,000	18	164,000	19	163,000	20	162,000	21	161,000	22	160,000	23	159,000	24	158,000	25	157,000	ランク	エルダースタッフⅢ	1	204,000	2	203,000	3	202,000	4	201,000	5	200,000	6	199,000	7	198,000	8	197,000	9	196,000	10	195,000	11	194,000	12	193,000	13	192,000	14	191,000	15	190,000	16	189,000	17	188,000	18	187,000	19	186,000	20	185,000	21	184,000	22	183,000	23	182,000	24	181,000	25	180,000	ランク	エルダースタッフⅣ	1	224,000	2	223,000	3	222,000	4	221,000	5	220,000	6	219,000	7	218,000	8	217,000	9	216,000	10	215,000	11	214,000	12	213,000	13	212,000	14	211,000	15	210,000	16	209,000	17	208,000	18	207,000	19	206,000	20	205,000	21	204,000	22	203,000	23	202,000	24	201,000	25	200,000	(別表) エルダースタッフⅡ・Ⅲ・Ⅳ 給表及び昇給表 【エルダースタッフⅡ 本給表】 <table border="1" style="font-size: small;"> <thead> <tr><th>ランク</th><th>エルダースタッフⅡ</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>183,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>182,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>181,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>180,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>179,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>178,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>177,000</td></tr> <tr><td>8</td><td>176,000</td></tr> <tr><td>9</td><td>175,000</td></tr> <tr><td>10</td><td>174,000</td></tr> <tr><td>11</td><td>173,000</td></tr> <tr><td>12</td><td>172,000</td></tr> <tr><td>13</td><td>171,000</td></tr> <tr><td>14</td><td>170,000</td></tr> <tr><td>15</td><td>169,000</td></tr> <tr><td>16</td><td>168,000</td></tr> <tr><td>17</td><td>167,000</td></tr> <tr><td>18</td><td>166,000</td></tr> <tr><td>19</td><td>165,000</td></tr> <tr><td>20</td><td>164,000</td></tr> </tbody> </table> 【エルダースタッフⅢ 本給表】 <table border="1" style="font-size: small;"> <thead> <tr><th>ランク</th><th>エルダースタッフⅢ</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>206,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>205,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>204,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>203,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>202,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>201,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>200,000</td></tr> <tr><td>8</td><td>199,000</td></tr> <tr><td>9</td><td>198,000</td></tr> <tr><td>10</td><td>197,000</td></tr> <tr><td>11</td><td>196,000</td></tr> <tr><td>12</td><td>195,000</td></tr> <tr><td>13</td><td>194,000</td></tr> <tr><td>14</td><td>193,000</td></tr> <tr><td>15</td><td>192,000</td></tr> <tr><td>16</td><td>191,000</td></tr> <tr><td>17</td><td>190,000</td></tr> <tr><td>18</td><td>189,000</td></tr> <tr><td>19</td><td>188,000</td></tr> <tr><td>20</td><td>187,000</td></tr> <tr><td>21</td><td>186,000</td></tr> <tr><td>22</td><td>185,000</td></tr> <tr><td>23</td><td>184,000</td></tr> <tr><td>24</td><td>183,000</td></tr> <tr><td>25</td><td>182,000</td></tr> </tbody> </table> 【エルダースタッフⅣ 本給表】 <table border="1" style="font-size: small;"> <thead> <tr><th>ランク</th><th>エルダースタッフⅣ</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>226,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>225,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>224,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>223,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>222,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>221,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>220,000</td></tr> <tr><td>8</td><td>219,000</td></tr> <tr><td>9</td><td>218,000</td></tr> <tr><td>10</td><td>217,000</td></tr> <tr><td>11</td><td>216,000</td></tr> <tr><td>12</td><td>215,000</td></tr> <tr><td>13</td><td>214,000</td></tr> <tr><td>14</td><td>213,000</td></tr> <tr><td>15</td><td>212,000</td></tr> <tr><td>16</td><td>211,000</td></tr> <tr><td>17</td><td>210,000</td></tr> <tr><td>18</td><td>209,000</td></tr> <tr><td>19</td><td>208,000</td></tr> <tr><td>20</td><td>207,000</td></tr> <tr><td>21</td><td>206,000</td></tr> <tr><td>22</td><td>205,000</td></tr> <tr><td>23</td><td>204,000</td></tr> <tr><td>24</td><td>203,000</td></tr> <tr><td>25</td><td>202,000</td></tr> </tbody> </table>	ランク	エルダースタッフⅡ	1	183,000	2	182,000	3	181,000	4	180,000	5	179,000	6	178,000	7	177,000	8	176,000	9	175,000	10	174,000	11	173,000	12	172,000	13	171,000	14	170,000	15	169,000	16	168,000	17	167,000	18	166,000	19	165,000	20	164,000	ランク	エルダースタッフⅢ	1	206,000	2	205,000	3	204,000	4	203,000	5	202,000	6	201,000	7	200,000	8	199,000	9	198,000	10	197,000	11	196,000	12	195,000	13	194,000	14	193,000	15	192,000	16	191,000	17	190,000	18	189,000	19	188,000	20	187,000	21	186,000	22	185,000	23	184,000	24	183,000	25	182,000	ランク	エルダースタッフⅣ	1	226,000	2	225,000	3	224,000	4	223,000	5	222,000	6	221,000	7	220,000	8	219,000	9	218,000	10	217,000	11	216,000	12	215,000	13	214,000	14	213,000	15	212,000	16	211,000	17	210,000	18	209,000	19	208,000	20	207,000	21	206,000	22	205,000	23	204,000	24	203,000	25	202,000	ベースアップを反映・最低賃金引上げに伴う賃金表改定
ランク	エルダースタッフⅡ																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	181,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2	180,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
3	179,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
4	178,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
5	177,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
6	176,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
7	175,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
8	174,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
9	173,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
10	172,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
11	171,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
12	170,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
13	169,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
14	168,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
15	167,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
16	166,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
17	165,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
18	164,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
19	163,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
20	162,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
21	161,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
22	160,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
23	159,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
24	158,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
25	157,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
ランク	エルダースタッフⅢ																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	204,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2	203,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
3	202,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
4	201,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
5	200,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
6	199,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
7	198,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
8	197,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
9	196,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
10	195,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
11	194,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
12	193,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
13	192,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
14	191,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
15	190,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
16	189,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
17	188,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
18	187,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
19	186,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
20	185,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
21	184,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
22	183,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
23	182,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
24	181,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
25	180,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
ランク	エルダースタッフⅣ																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	224,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2	223,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
3	222,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
4	221,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
5	220,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
6	219,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
7	218,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
8	217,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
9	216,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
10	215,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
11	214,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
12	213,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
13	212,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
14	211,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
15	210,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
16	209,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
17	208,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
18	207,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
19	206,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
20	205,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
21	204,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
22	203,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
23	202,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
24	201,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
25	200,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
ランク	エルダースタッフⅡ																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	183,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2	182,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
3	181,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
4	180,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
5	179,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
6	178,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
7	177,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
8	176,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
9	175,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
10	174,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
11	173,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
12	172,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
13	171,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
14	170,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
15	169,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
16	168,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
17	167,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
18	166,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
19	165,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
20	164,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
ランク	エルダースタッフⅢ																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	206,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2	205,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
3	204,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
4	203,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
5	202,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
6	201,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
7	200,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
8	199,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
9	198,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
10	197,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
11	196,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
12	195,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
13	194,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
14	193,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
15	192,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
16	191,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
17	190,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
18	189,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
19	188,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
20	187,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
21	186,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
22	185,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
23	184,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
24	183,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
25	182,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
ランク	エルダースタッフⅣ																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	226,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2	225,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
3	224,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
4	223,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
5	222,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
6	221,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
7	220,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
8	219,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
9	218,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
10	217,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
11	216,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
12	215,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
13	214,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
14	213,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
15	212,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
16	211,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
17	210,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
18	209,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
19	208,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
20	207,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
21	206,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
22	205,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
23	204,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
24	203,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
25	202,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

現行	改訂	適用
<p>キャリア形成支援制度規程 第2章 グループライフイベント転籍制度</p> <p>第203条(申請事由) 本制度の申請事由は、新会社雇用日前日2年以内にいずれかの事由が発生した場合に申請することができる。</p> <p>(中略) 2. 介護・看護 但し、対象家族は2親等までに限る。 (新設)</p> <p>(以下略) (新設)</p>	<p>キャリア形成支援制度規程 第2章 グループライフイベント転籍制度</p> <p>第203条(申請事由) 本制度は、新会社雇用日前日より前2年以内に、次のいずれかの事由が発生した場合に申請することができる。</p> <p>(中略) 2. 介護・看護 但し、対象家族は2親等までに限る。 <u>なお、この場合、対象家族が要介護状態にあることまたは看護が必要であることの証明書、医師の診断書を提出するものとする。</u></p> <p>(中略) 4. <u>離婚</u></p>	<p>昨年度改訂ミス 対象家族の状況の証明に関する運用面での補足</p>
<p>－ 参 考 －</p> <p>ゼネラルスタッフ労働協約を適用する諸規程等</p> <p>エルダースタッフⅡ・Ⅲ・Ⅳ労働協約のうち、以下の規程等についてはゼネラルスタッフ労働協約を適用しています。 必要な点は、総務部事務所に備え付けのゼネラルスタッフ労働協約を参照して下さい。</p> <p><ゼネラルスタッフ労働協約> 「通勤費支給細則」 「自己研修休職規程」 (新設) 「出張規程」 「国内外向規程」 「育児勤務規定」 「介護・準備勤務規程」 「短時間勤務規程」 「安全衛生管理規程」 「安全衛生管理規程運用細則」 「安全衛生委員会規則」 「健康情報等の取扱規程」 「自動車安全運転規程」 「職務発明規程」 「苦情処理規程」 「紛争の解決・平和条項に関する協定」 「テレワーク規程」</p>	<p>(削除)</p> <p>ゼネラルスタッフ労働協約を適用する諸規程等</p> <p>エルダースタッフⅡ・Ⅲ・Ⅳ労働協約のうち、以下の規程等についてはゼネラルスタッフ労働協約を適用する。 必要な点は、総務部事務所に備え付けのゼネラルスタッフ労働協約を参照するものとする。</p> <p><ゼネラルスタッフ労働協約> 「通勤費支給細則」 「自己研修休職規程」 <u>「配偶者転勤休職制度規程」</u> 「出張規程」 「国内外向規程」 「育児勤務規定」 「介護・準備勤務規程」 「短時間勤務規程」 「安全衛生管理規程」 「安全衛生管理規程運用細則」 「安全衛生委員会規則」 「健康情報等の取扱規程」 「自動車安全運転規程」 「職務発明規程」 「苦情処理規程」 「紛争の解決・平和条項に関する協定」 「テレワーク規程」</p>	<p>配偶者転勤休職制度の新設</p>

(6) スペシャルスタッフ（無期）

■労働協約（本則）

現行	改訂	適用
第5章 人事 第2節 休職	第5章 人事 第2節 休職	
第512条(休職) 会社は、スペシャルスタッフ（無期）が次の各号の一つに該当するときは休職とする。 (中略) (新設) 7. その他、会社が認めた事由による連続欠勤が30日に及んだときは休職とし、当該休職が3ヶ月に到達した日を休職満了日とする。但し、在職期間中、同一事由によるものは1回のみとする	第512条(休職) 会社は、スペシャルスタッフ（無期）が次の各号の一つに該当するときは休職とする。 (中略) 7. 配偶者の勤務等の事由により転居を必要とする地域（海外・国内）において配偶者と生活を共にするために休業を申し出たとき。この場合は、別に定める「配偶者転勤休職規程」により取扱う。 8. その他、会社が認めた事由による連続欠勤が30日に及んだときは休職とし、当該休職が3ヶ月に到達した日を休職満了日とする。但し、在職期間中、同一事由によるものは1回のみとする。	配偶者転勤休職制度の規定
第6章 労働条件 第2節 休日・休暇	第6章 労働条件 第2節 休日・休暇	
第615条(年次有給休暇) 会社は、スペシャルスタッフ（無期）に対し、次の基準により年次有給休暇を与える。 但し、年度途中の再雇用における初回契約時の年次有給休暇は、再雇用時に保有していた日数を継続するものとし、契約に際し改めて付与しない。 (中略) 1. 入社時に付与する年次有給休暇は、入社日より次の通りとする。	第615条(年次有給休暇) 会社はスペシャルスタッフ（無期）に対して、勤続年数及び1ヵ月を平均した週所定労働日数に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。 但し、年度途中の再雇用における初回契約時の年次有給休暇は、再雇用時に保有していた日数を継続するものとし、契約に際し改めて付与しない。 また、毎年4月1日時点で、短時間勤務規程第8条に定める所定労働日数の低減により勤務時間の短縮を実施している場合は、週契約日数・時間については「週4日かつ週30時間未満契約」を適用する。	入社日時点で短時間勤務を取得する場合への対応 基準日統一に対する出勤率の算出ルールを明記
第14章 効力	第14章 効力	
第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2022年4月1日</u> から <u>2023年3月31日</u> までとする。	第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2023年4月1日</u> から <u>2024年3月31日</u> までとする。	効力の年度改定
第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2023年3月31日</u> を超えることはできない。	第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2024年3月31日</u> を超えることはできない。	効力の年度改定
第15章 付則	第15章 付則	
<u>2022年4月1日</u> 株式会社函館丸井今井 代表取締役 橋 淳央 三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一朗	<u>2023年4月1日</u> 株式会社函館丸井今井 代表取締役 橋 淳央 三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一朗	効力の年度改定

■付属諸規程

現行	改訂	適用
キャリア形成支援制度規程 第2章 グループライフイベント転籍制度	キャリア形成支援制度規程 第2章 グループライフイベント転籍制度	
第203条(申請事由) 本制度の申請事由は、新会社雇用日前日2年以内にいずれかの事由が発生した場合に申請することができる。 (中略) 2. 介護・看護 但し、対象家族は2親等までに限る。 (新設)	第203条(申請事由) 本制度は、新会社雇用日前日より前2年以内に、次のいずれかの事由が発生した場合に申請することができる。 (中略) 2. 介護・看護 但し、対象家族は2親等までに限る。 なお、この場合、対象家族が要介護状態にあることまたは看護が必	昨年度改訂ミス 対象家族の状況の証明に関する運用面での補足

現行	改訂	適用
(以下略) (新設)	<u>要であることの証明書、医師の診断書を提出するものとする。</u> (中略) 4. 離婚	
<p>－ 参 考 －</p> <p>ゼネラルスタッフ労働協約を適用する諸規程等</p> <p>スペシャルスタッフ（無期）労働協約のうち、以下の規程等についてはゼネラルスタッフまたはメイトスタッフ労働協約を適用しています。 必要な点は、総務部事務所に備え付けの各労働協約を参照して下さい。</p> <p><ゼネラルスタッフ労働協約> 「通勤費支給細則」 「就業形態規程」 「賃金規程」 「自己研修休職規程」 (新設) 「出張規程」 「国内出向規程」 「育児休業規程」 「育児勤務規定」 「介護・準備休業規程」 「介護・準備勤務規程」 「短時間勤務規程」 「子の看護・家族の介護のための休暇規定」 「表彰・懲戒規程」 「安全衛生管理規程」 「安全衛生管理規程運用細則」 「安全衛生委員会規則」 「健康情報等の取扱規程」 「自動車安全運転規程」 「ハラスメント防止規程」 「職務発明規程」 「苦情処理規程」 「紛争の解決・平和条項に関する協定」 「自家用車通勤管理規程」 「テレワーク規程」</p> <p><メイトスタッフ労働協約> 「福利厚生規程」</p>	<p>(削除)</p> <p>ゼネラルスタッフ労働協約を適用する諸規程等</p> <p>スペシャルスタッフ（無期）労働協約のうち、以下の規程等についてはゼネラルスタッフまたはメイトスタッフ労働協約を適用する。 必要な点は、総務部事務所に備え付けの各労働協約を参照するものとする。</p> <p><ゼネラルスタッフ労働協約> 「通勤費支給細則」 「自己研修休職規程」 <u>「配偶者転勤休職制度規程」</u> 「出張規程」 「国内出向規程」 「育児勤務規定」 「介護・準備勤務規程」 「短時間勤務規程」 「安全衛生管理規程」 「安全衛生管理規程運用細則」 「安全衛生委員会規則」 「健康情報等の取扱規程」 「自動車安全運転規程」 「職務発明規程」 「苦情処理規程」 「紛争の解決・平和条項に関する協定」 「テレワーク規程」</p>	<p>配偶者転勤休職制度の新設</p>

(7) スペシャルスタッフ (有期)

■ 労働協約 (本則)

現行	改訂	適用																																																																	
第5章 人事 第2節 休職	第5章 人事 第2節 休職																																																																		
第512条(休 職) 会社は、スペシャルスタッフ (有期) が次の各号の一つに該当するときは休職とする。 (中略) (新設) 7. その他、会社が認めた事由による連続欠勤が30日に及んだときは休職とし、当該休職が3ヶ月に到達した日を休職満了日とする。但し、在職期間中、同一事由によるものは1回のみとする	第512条(休 職) 会社は、スペシャルスタッフ (有期) が次の各号の一つに該当するときは休職とする。 (中略) 7. 配偶者の勤務等の事由により転居を必要とする地域 (海外・国内) において配偶者と生活を共にするために休業を申し出たとき。この場合は、別に定める「配偶者転勤休職規程」により取扱う。 8. その他、会社が認めた事由による連続欠勤が30日に及んだときは休職とし、当該休職が3ヶ月に到達した日を休職満了日とする。但し、在職期間中、同一事由によるものは1回のみとする。	配偶者転勤休職制度の規定																																																																	
第6章 労働条件 第2節 休日・休暇	第6章 労働条件 第2節 休日・休暇																																																																		
第617条(年次有給休暇) 会社は、スペシャルスタッフ (有期) に対し、次の基準により年次有給休暇を与える。 但し、年度途中の再雇用における初回契約時の年次有給休暇は、再雇用時に保有していた日数を継続するものとし、契約に際し改めて付与しない。 (中略) 1. 入社時に付与する年次有給休暇は、入社月により次の通りとする。	第617条(年次有給休暇) 会社は、スペシャルスタッフ (有期) に対し、次の基準により年次有給休暇を与える。 1. 初回契約時の年次有給休暇は、契約期間月数及び週契約日数・時間により次の通りとする。 なお、入社日時点で、介護・介護準備勤務規程第7条または短時間勤務規程第8条に定める所定労働日数の低減により勤務時間の短縮を実施している場合、1ヵ月を平均した週所定労働日数については「週4日かつ週30日未満」を適用する。	入社日時点で短時間勤務を取得する場合への対応 基準日統一に対する出勤率の算出ルールを明記																																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>入社</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td> </tr> <tr> <td>日数</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>6日</td><td>5日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td> </tr> </table> (中略) ③第1項の休暇は、前年度において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、基準日における前年度に付与された有給休暇の保有日数と合わせて6日になるまでの日数を付与する。 (新設)	入社	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	日数	10日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>1ヵ月を平均した所定労働時間</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td> </tr> <tr> <td>5日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>6日</td><td>5日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td> </tr> <tr> <td>4日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>0日</td><td></td><td></td> </tr> </table> (中略) ③第1項の休暇は、前年度において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、基準日における前年度に付与された有給休暇の保有日数と合わせて6日になるまでの日数を付与する。 なお、入社日が4月1日以外の者については、4月1日から入社日前日までの暦日は全て出勤したもとして出勤率を算出するものとする。	1ヵ月を平均した所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	5日	10日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日	4日	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日			
入社	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																							
日数	10日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日																																																							
1ヵ月を平均した所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																							
5日	10日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日																																																							
4日	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日																																																									
第14章 効力	第14章 効力																																																																		
第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2022年4月1日</u> から <u>2023年3月31日</u> までとする。	第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2023年4月1日</u> から <u>2024年3月31日</u> までとする。	効力の年度改定																																																																	
第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2023年3月31日</u> を超えることはできない。	第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2024年3月31日</u> を超えることはできない。	効力の年度改定																																																																	
第15章 付則	第15章 付則																																																																		
<u>2022年4月1日</u> 株式会社函館丸井今井 代表取締役 橋 淳央 三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一朗	<u>2023年4月1日</u> 株式会社函館丸井今井 代表取締役 橋 淳央 三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一朗	効力の年度改定																																																																	

■付属諸規程

現行	改訂	適用
<p>キャリア形成支援制度規程 第2章 グループライフイベント転籍制度</p>	<p>キャリア形成支援制度規程 第2章 グループライフイベント転籍制度</p>	
<p>第203条(申請事由) 本制度の申請事由は、新会社雇用日前日2年以内にいずれかの事由が発生した場合に申請することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 介護・看護 但し、対象家族は2親等までに限る。 (新設)</p> <p>(以下略) (新設)</p>	<p>第203条(申請事由) 本制度は、新会社雇用日前日より前2年以内に、次のいずれかの事由が発生した場合に申請することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 介護・看護 但し、対象家族は2親等までに限る。 <u>なお、この場合、対象家族が要介護状態にあることまたは看護が必要であることの証明書、医師の診断書を提出するものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>4. 離婚</p>	<p>昨年度改訂ミス 対象家族の状況の証明に関する運用面での補足</p>
<p>— 参 考 —</p> <p>ゼネラルスタッフ労働協約を適用する諸規程等</p> <p>スペシャルスタッフ（無期）労働協約のうち、以下の規程等についてはゼネラルスタッフまたはメイトスタッフ労働協約を適用しています。 必要な点は、総務部事務所に備え付けの各労働協約を参照して下さい。</p> <p><ゼネラルスタッフ労働協約> 「通勤費支給細則」 「就業形態規程」 「賃金規程」 「自己研修休職規程」 (新設) 「出張規程」 「国内外向規程」 「育児休業規程」 「育児勤務規定」 「介護・準備休業規程」 「介護・準備勤務規程」 「短時間勤務規程」 「子の看護・家族の介護のための休暇規定」 「表彰・懲戒規程」 「安全衛生管理規程」 「安全衛生管理規程運用細則」 「安全衛生委員会規則」 「健康情報等の取扱規程」 「自動車安全運転規程」 「ハラスメント防止規程」 「職務発明規程」 「苦情処理規程」 「紛争の解決・平和条項に関する協定」 「自家用車通勤管理規程」 「テレワーク規程」</p> <p><メイトスタッフ労働協約> 「福利厚生規程」</p>	<p>(削除)</p> <p>ゼネラルスタッフ労働協約を適用する諸規程等</p> <p>スペシャルスタッフ（無期）労働協約のうち、以下の規程等についてはゼネラルスタッフまたはメイトスタッフ労働協約を適用する。 必要な点は、総務部事務所に備え付けの各労働協約を参照するものとする。</p> <p><ゼネラルスタッフ労働協約> 「通勤費支給細則」 「自己研修休職規程」 <u>「配偶者転勤休職制度規程」</u> 「出張規程」 「国内外向規程」 「育児勤務規定」 「介護・準備勤務規程」 「短時間勤務規程」 「安全衛生管理規程」 「安全衛生管理規程運用細則」 「安全衛生委員会規則」 「健康情報等の取扱規程」 「自動車安全運転規程」 「職務発明規程」 「苦情処理規程」 「紛争の解決・平和条項に関する協定」 「テレワーク規程」</p>	<p>配偶者転勤休職制度の新設</p>

(8) プロスタッフ

■労働協約（本則）

現行	改訂	適用																																																																	
<p>第5章 人事 第2節 休職</p> <p>第512条(休職) 会社は、プロスタッフが次の各号の一つに該当するときは休職とする。 (中略) (新設) 7. その他、会社が認めた事由による連続欠勤が30日に及んだときは休職とし、当該休職が3ヶ月に到達した日を休職満了日とする。但し、在職期間中、同一事由によるものは1回のみとする</p>	<p>第5章 人事 第2節 休職</p> <p>第512条(休職) 会社は、プロスタッフが次の各号の一つに該当するときは休職とする。 (中略) 7. 配偶者の勤務等の事由により転居を必要とする地域（海外・国内）において配偶者と生活を共にするために休業を申し出たとき。この場合は、別に定める「配偶者転勤休職規程」により取扱う。 8. その他、会社が認めた事由による連続欠勤が30日に及んだときは休職とし、当該休職が3ヶ月に到達した日を休職満了日とする。但し、在職期間中、同一事由によるものは1回のみとする。</p>	<p>配偶者転勤休職制度の規定</p>																																																																	
<p>第6章 労働条件 第2節 休日・休暇</p> <p>第613条(年次有給休暇) 会社はプロスタッフに対して、勤続年数に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。 (中略) 1. 入社時に付与する年次有給休暇は、入社月により次の通りとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>入社</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td> </tr> <tr> <td>日数</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>6日</td><td>5日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td> </tr> </table> <p>(中略) ③第1項の休暇は、前年度において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、基準日における前年度に付与された有給休暇の保有日数と合わせて6日になるまでの日数を付与する。 (新設)</p>	入社	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	日数	10日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日	<p>第6章 労働条件 第2節 休日・休暇</p> <p>第613条(年次有給休暇) 会社はプロスタッフに対して、勤続年数及び1ヶ月を平均した週所定労働日数に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。 (中略) 1. 入社時に付与する年次有給休暇は、入社月及び1ヶ月を平均した週所定労働日数により次の通りとする。なお、入社日時点で、介護・介護準備勤務規程第7条または短時間勤務規程第8条に定める所定労働日数の低減により勤務時間の短縮を実施している場合、1ヶ月を平均した週所定労働日数については「週4日」を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1ヶ月を平均した 所定労働時間</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td> </tr> <tr> <td>5日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>6日</td><td>5日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td> </tr> <tr> <td>4日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>0日</td><td></td><td></td> </tr> </table> <p>(中略) ③第1項の休暇は、前年度において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、基準日における前年度に付与された有給休暇の保有日数と合わせて6日になるまでの日数を付与する。 なお、入社日が4月1日以外の者については、4月1日から入社日前日までの暦日は全て出勤したものとして出勤率を算出するものとする。</p>	1ヶ月を平均した 所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	5日	10日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日	4日	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日			<p>入社日時点で短時間勤務を取得する場合への対応</p> <p>基準日統一に対する出勤率の算出ルールを明記</p>
入社	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																							
日数	10日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日																																																							
1ヶ月を平均した 所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																							
5日	10日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日																																																							
4日	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日																																																									
<p>第14章 効力</p>	<p>第14章 効力</p>																																																																		
<p>第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、2022年4月1日から2023年3月31日までとする。</p>	<p>第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、2023年4月1日から2024年3月31日までとする。</p>	<p>効力の年度改定</p>																																																																	
<p>第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、2023年3月31日を超えることはできない。</p>	<p>第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、2024年3月31日を超えることはできない。</p>	<p>効力の年度改定</p>																																																																	
<p>第15章 付則</p>	<p>第15章 付則</p>																																																																		
<p>2022年4月1日 株式会社函館丸井今井 代表取締役 橋 淳央 三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一朗</p>	<p>2023年4月1日 株式会社函館丸井今井 代表取締役 橋 淳央 三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一朗</p>	<p>効力の年度改定</p>																																																																	

■付属諸規程

現行	改訂	適用
<p>休日規程 第1章 総則</p>	<p>休日規程 第1章 総則</p>	
<p>第102条(休日数) 年間の総休日数113日の内訳は、原則として以下の通りとする。 13. 店舗休業日、各個休日 ……109日 14. 連続休暇分各個休日 ……8日</p>	<p>第102条(休日数) 年間の総休日数117日の内訳は、原則として以下の通りとする。 15. 店舗休業日、各個休日 ……109日 16. 連続休暇分各個休日 ……8日</p>	<p>総休日数の誤り</p>
<p>賃金規程 第3章 諸手当</p>	<p>賃金規程 第3章 諸手当</p>	
<p>第302条(時間外勤務手当・深夜勤務手当) 各人の所定就業時間外における早出、残業に対しては、時間外勤務手当(深夜勤務分含む)として、1分間につき通常の賃金および労働基準法に定める割増分の賃金を支給する。</p> <p>②前項にかかわらず、フレックスタイム制勤務者については、月間所定労働時間を超えて労働した時間には1分間につき労働基準法に定める時間外勤務手当を支給する。また、午後10時から午前5時の間に労働した時間には1分間につき労働基準法に定める深夜勤務手当を支給する。</p> <p>③前2項にかかわらず、労働基準法第41条該当者については、1分間につき本給を月の所定労働時間で除した賃金をもとに労働基準法に定める深夜勤務における割増分の賃金を支給する。</p> <p>④1分間における割増分の賃金は、以下の通りとする。</p> <p>(表略)</p> <p>上記にかかわらず、所定時間外労働が1ヵ月60時間を超える場合の割増率は、以下を適用する。</p> <p>(表略)</p>	<p>第302条(時間外勤務手当・深夜勤務手当) 各人の所定労働時間外労働に対しては、時間外勤務手当として、1分間につき通常の賃金及び割増賃金を支給する。なお、割増賃金率は、1か月の時間外労働の時間数に応じて、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。</p> <p>1. 所定時間外労働60時間以下 25% 2. 所定時間外労働60時間超 50%</p> <p>但し、労働基準法第41条該当者については、時間外勤務手当は支給しない。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>②午後10時から午前5時の間の労働に対しては、深夜勤務手当として、1分間につき割増賃金を支給する。なお、割増賃金率は25%とする。</p> <p>③前各項の割増賃金の基礎となる1分間当たりの賃金額は以下の式により算出する。</p> <p>本給/9510</p>	<p>表記の整理</p>
<p>賃金規程 第3章 諸手当</p>	<p>賃金規程 第3章 諸手当</p>	
<p>第302条(時間外勤務手当・深夜勤務手当) 各人の所定就業時間外における早出、残業に対しては、時間外勤務手当(深夜勤務分含む)として、1分間につき通常の賃金および労働基準法に定める割増分の賃金を支給する。</p> <p>②前項にかかわらず、フレックスタイム制勤務者については、月間所定労働時間を超えて労働した時間には1分間につき労働基準法に定める時間外勤務手当を支給する。また、午後10時から午</p>	<p>第302条(時間外勤務手当・深夜勤務手当) 各人の所定労働時間外労働に対しては、時間外勤務手当として、1分間につき通常の賃金及び割増賃金を支給する。なお、割増賃金率は、1か月の時間外労働の時間数に応じて、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。</p> <p>1. 所定時間外労働60時間以下 25% 2. 所定時間外労働60時間超 50%</p>	<p>表記の整理</p>

現行	改訂	適用																																																																																																																																																																								
<p>前5時の間に労働した時間には1分間につき労働基準法に定める深夜勤務手当を支給する。</p> <p>③前2項にかかわらず、労働基準法第41条該当者については、1分間につき本給を月の所定労働時間で除した賃金をもとに労働基準法に定める深夜勤務における割増分の賃金を支給する。</p> <p>④1分間における割増分の賃金は、以下の通りとする。</p> <p>(表略)</p> <p>上記にかかわらず、所定時間外労働が1ヵ月60時間を超える場合の割増率は、以下を適用する。</p> <p>(表略)</p>	<p>但し、労働基準法第41条該当者については、時間外勤務手当は支給しない。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>②午後10時から午前5時の間の労働に対しては、深夜勤務手当として、1分間につき割増賃金を支給する。なお、割増賃金率は25%とする。</p> <p>③前各項の割増賃金の基礎となる1分間当たりの賃金額は以下の式により算出する。</p> <p style="text-align: center;">本給/9510</p>																																																																																																																																																																									
<p>(別表) 本給表・昇給表 【基本給】 (月額、単位：円)</p> <p>【プロスタッフ 本給表】</p> <table border="1" data-bbox="84 1055 240 1688"> <thead> <tr> <th>ランク</th> <th>プロスタッフ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>264,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>262,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>260,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>258,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>256,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>254,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>252,000</td></tr> <tr><td>8</td><td>250,000</td></tr> <tr><td>9</td><td>248,000</td></tr> <tr><td>10</td><td>246,000</td></tr> <tr><td>11</td><td>244,000</td></tr> <tr><td>12</td><td>242,000</td></tr> <tr><td>13</td><td>240,000</td></tr> <tr><td>14</td><td>238,000</td></tr> <tr><td>15</td><td>236,000</td></tr> <tr><td>16</td><td>234,000</td></tr> <tr><td>17</td><td>232,000</td></tr> <tr><td>18</td><td>230,000</td></tr> <tr><td>19</td><td>228,000</td></tr> <tr><td>20</td><td>226,000</td></tr> <tr><td>21</td><td>224,000</td></tr> <tr><td>22</td><td>222,000</td></tr> <tr><td>23</td><td>220,000</td></tr> <tr><td>24</td><td>218,000</td></tr> <tr><td>25</td><td>216,000</td></tr> <tr><td>26</td><td>214,000</td></tr> <tr><td>27</td><td>212,000</td></tr> <tr><td>28</td><td>210,000</td></tr> <tr><td>29</td><td>208,000</td></tr> <tr><td>30</td><td>206,000</td></tr> <tr><td>31</td><td>204,000</td></tr> <tr><td>32</td><td>202,000</td></tr> <tr><td>33</td><td>200,000</td></tr> <tr><td>34</td><td>198,000</td></tr> <tr><td>35</td><td>196,000</td></tr> <tr><td>36</td><td>194,000</td></tr> <tr><td>37</td><td>192,000</td></tr> <tr><td>38</td><td>190,000</td></tr> <tr><td>39</td><td>188,000</td></tr> <tr><td>40</td><td>186,000</td></tr> <tr><td>41</td><td>184,000</td></tr> </tbody> </table>	ランク	プロスタッフ	1	264,000	2	262,000	3	260,000	4	258,000	5	256,000	6	254,000	7	252,000	8	250,000	9	248,000	10	246,000	11	244,000	12	242,000	13	240,000	14	238,000	15	236,000	16	234,000	17	232,000	18	230,000	19	228,000	20	226,000	21	224,000	22	222,000	23	220,000	24	218,000	25	216,000	26	214,000	27	212,000	28	210,000	29	208,000	30	206,000	31	204,000	32	202,000	33	200,000	34	198,000	35	196,000	36	194,000	37	192,000	38	190,000	39	188,000	40	186,000	41	184,000	<p>(別表) 本給表・昇給表 【基本給】 (月額、単位：円) <プロスタッフ></p> <p>【プロスタッフ 本給表】</p> <table border="1" data-bbox="694 1070 858 1695"> <thead> <tr> <th>ランク</th> <th>プロスタッフ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>266,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>264,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>262,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>260,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>258,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>256,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>254,000</td></tr> <tr><td>8</td><td>252,000</td></tr> <tr><td>9</td><td>250,000</td></tr> <tr><td>10</td><td>248,000</td></tr> <tr><td>11</td><td>246,000</td></tr> <tr><td>12</td><td>244,000</td></tr> <tr><td>13</td><td>242,000</td></tr> <tr><td>14</td><td>240,000</td></tr> <tr><td>15</td><td>238,000</td></tr> <tr><td>16</td><td>236,000</td></tr> <tr><td>17</td><td>234,000</td></tr> <tr><td>18</td><td>232,000</td></tr> <tr><td>19</td><td>230,000</td></tr> <tr><td>20</td><td>228,000</td></tr> <tr><td>21</td><td>226,000</td></tr> <tr><td>22</td><td>224,000</td></tr> <tr><td>23</td><td>222,000</td></tr> <tr><td>24</td><td>220,000</td></tr> <tr><td>25</td><td>218,000</td></tr> <tr><td>26</td><td>216,000</td></tr> <tr><td>27</td><td>214,000</td></tr> <tr><td>28</td><td>212,000</td></tr> <tr><td>29</td><td>210,000</td></tr> <tr><td>30</td><td>208,000</td></tr> <tr><td>31</td><td>206,000</td></tr> <tr><td>32</td><td>204,000</td></tr> <tr><td>33</td><td>202,000</td></tr> <tr><td>34</td><td>200,000</td></tr> <tr><td>35</td><td>198,000</td></tr> <tr><td>36</td><td>196,000</td></tr> <tr><td>37</td><td>194,000</td></tr> <tr><td>38</td><td>192,000</td></tr> <tr><td>39</td><td>190,000</td></tr> <tr><td>40</td><td>188,000</td></tr> <tr><td>41</td><td>186,000</td></tr> </tbody> </table>	ランク	プロスタッフ	1	266,000	2	264,000	3	262,000	4	260,000	5	258,000	6	256,000	7	254,000	8	252,000	9	250,000	10	248,000	11	246,000	12	244,000	13	242,000	14	240,000	15	238,000	16	236,000	17	234,000	18	232,000	19	230,000	20	228,000	21	226,000	22	224,000	23	222,000	24	220,000	25	218,000	26	216,000	27	214,000	28	212,000	29	210,000	30	208,000	31	206,000	32	204,000	33	202,000	34	200,000	35	198,000	36	196,000	37	194,000	38	192,000	39	190,000	40	188,000	41	186,000	<p>ベースアップを反映</p>
ランク	プロスタッフ																																																																																																																																																																									
1	264,000																																																																																																																																																																									
2	262,000																																																																																																																																																																									
3	260,000																																																																																																																																																																									
4	258,000																																																																																																																																																																									
5	256,000																																																																																																																																																																									
6	254,000																																																																																																																																																																									
7	252,000																																																																																																																																																																									
8	250,000																																																																																																																																																																									
9	248,000																																																																																																																																																																									
10	246,000																																																																																																																																																																									
11	244,000																																																																																																																																																																									
12	242,000																																																																																																																																																																									
13	240,000																																																																																																																																																																									
14	238,000																																																																																																																																																																									
15	236,000																																																																																																																																																																									
16	234,000																																																																																																																																																																									
17	232,000																																																																																																																																																																									
18	230,000																																																																																																																																																																									
19	228,000																																																																																																																																																																									
20	226,000																																																																																																																																																																									
21	224,000																																																																																																																																																																									
22	222,000																																																																																																																																																																									
23	220,000																																																																																																																																																																									
24	218,000																																																																																																																																																																									
25	216,000																																																																																																																																																																									
26	214,000																																																																																																																																																																									
27	212,000																																																																																																																																																																									
28	210,000																																																																																																																																																																									
29	208,000																																																																																																																																																																									
30	206,000																																																																																																																																																																									
31	204,000																																																																																																																																																																									
32	202,000																																																																																																																																																																									
33	200,000																																																																																																																																																																									
34	198,000																																																																																																																																																																									
35	196,000																																																																																																																																																																									
36	194,000																																																																																																																																																																									
37	192,000																																																																																																																																																																									
38	190,000																																																																																																																																																																									
39	188,000																																																																																																																																																																									
40	186,000																																																																																																																																																																									
41	184,000																																																																																																																																																																									
ランク	プロスタッフ																																																																																																																																																																									
1	266,000																																																																																																																																																																									
2	264,000																																																																																																																																																																									
3	262,000																																																																																																																																																																									
4	260,000																																																																																																																																																																									
5	258,000																																																																																																																																																																									
6	256,000																																																																																																																																																																									
7	254,000																																																																																																																																																																									
8	252,000																																																																																																																																																																									
9	250,000																																																																																																																																																																									
10	248,000																																																																																																																																																																									
11	246,000																																																																																																																																																																									
12	244,000																																																																																																																																																																									
13	242,000																																																																																																																																																																									
14	240,000																																																																																																																																																																									
15	238,000																																																																																																																																																																									
16	236,000																																																																																																																																																																									
17	234,000																																																																																																																																																																									
18	232,000																																																																																																																																																																									
19	230,000																																																																																																																																																																									
20	228,000																																																																																																																																																																									
21	226,000																																																																																																																																																																									
22	224,000																																																																																																																																																																									
23	222,000																																																																																																																																																																									
24	220,000																																																																																																																																																																									
25	218,000																																																																																																																																																																									
26	216,000																																																																																																																																																																									
27	214,000																																																																																																																																																																									
28	212,000																																																																																																																																																																									
29	210,000																																																																																																																																																																									
30	208,000																																																																																																																																																																									
31	206,000																																																																																																																																																																									
32	204,000																																																																																																																																																																									
33	202,000																																																																																																																																																																									
34	200,000																																																																																																																																																																									
35	198,000																																																																																																																																																																									
36	196,000																																																																																																																																																																									
37	194,000																																																																																																																																																																									
38	192,000																																																																																																																																																																									
39	190,000																																																																																																																																																																									
40	188,000																																																																																																																																																																									
41	186,000																																																																																																																																																																									
<p style="text-align: center;">退職給付規程 第3章 確定拠出年金</p>	<p style="text-align: center;">退職給付規程 第3章 確定拠出年金</p>																																																																																																																																																																									
<p>第306条(加入を希望しない者への代替措置) 確定拠出年金への加入を希望しない者については、確定拠出年金制度に拠出すべき前条に定める拠出算定給の額を退職給付前払い手当として、対象月翌月の給与支給日に給与とは別に支給する。</p> <p>⑤確定拠出年金制度の加入、非加入を選択後は変更することはできない。</p>	<p>第306条(加入を希望しない者への代替措置) 確定拠出年金への加入を希望しない者については、確定拠出年金制度に拠出すべき前条に定める拠出算定給の額を退職給付前払い手当として、対象月翌月の給与支給日に給与とは別に支給する</p> <p>⑤確定拠出年金制度の加入、非加入を選択後は変更することはできない。</p>	<p>期日が経過したため、諒解事項を削除</p>																																																																																																																																																																								

現行	改訂	適用
<p><u>諒解事項</u> 第305条の2第3項にかかわらず、確定拠出年金の加入者は、2022年9月30日まで個人型年金に掛金を拠出することはできない。</p>	(削除)	
<p>－ 参 考 － ゼネラルスタッフ・メイトスタッフ労働協約を適用する諸規程等プロスタッフ労働協約のうち、以下の規程等についてはゼネラルスタッフ労働協約またはメイトスタッフ労働協約を適用していません。 必要な点は、総務部事務所に備え付けのゼネラルスタッフ労働協約を参照して下さい。</p> <p><ゼネラルスタッフ労働協約> 「通勤費支給細則」 「就業形態規程」 「自己研修休職規程」 (新設) 「出張規程」 「国内出向規程」 「育児休業規程」 「育児勤務規定」 「介護・準備休業規程」 「介護・準備勤務規程」 「短時間勤務規程」 「子の看護・家族の介護のための半日休暇規定」 「安全衛生管理規程」 「安全衛生管理規程運用細則」 「安全衛生委員会規則」 「健康情報等の取扱規程」 「自動車安全運転規程」 「ハラスメント防止規程」 「職務発明規程」 「苦情処理規程」 「紛争の解決・平和条項に関する協定」 「自家用車通勤管理規程」 「テレワーク規程」</p> <p><メイトスタッフ労働協約> 「連続休暇規程」 「福利厚生規程」 「キャリア形成支援規程」</p>	<p>(削除) ゼネラルスタッフ・メイトスタッフ労働協約を適用する諸規程等プロスタッフ労働協約のうち、以下の規程等についてはゼネラルスタッフ労働協約またはメイトスタッフ労働協約を適用する。 必要な点は、総務部事務所に備え付けのゼネラルスタッフ労働協約を参照するものとする。</p> <p><ゼネラルスタッフ労働協約> 「通勤費支給細則」 「就業形態規程」 「自己研修休職規程」 「配偶者転勤休職制度規程」 「出張規程」 「国内出向規程」 「育児休業規程」 「育児勤務規定」 「介護・準備休業規程」 「介護・準備勤務規程」 「短時間勤務規程」 「子の看護・家族の介護のための半日休暇規定」 「安全衛生管理規程」 「安全衛生管理規程運用細則」 「安全衛生委員会規則」 「健康情報等の取扱規程」 「自動車安全運転規程」 「ハラスメント防止規程」 「職務発明規程」 「苦情処理規程」 「紛争の解決・平和条項に関する協定」 「自家用車通勤管理規程」 「テレワーク規程」</p> <p><メイトスタッフ労働協約> 「連続休暇規程」 「福利厚生規程」 「キャリア形成支援規程」</p>	<p>配偶者転勤休職制度の新設</p>

(9) エルダースペシャルスタッフ（無期）

■労働協約（本則）

現行	改訂	適用
<p>第5章 人事 第2節 休職</p> <p>第511条(休職) 会社は、エルダースペシャルスタッフ（無期）が次の各号の一つに該当するときは休職とする。 (中略) (新設) 7. その他、会社が認めた事由による連続欠勤が30日に及んだときは休職とし、当該休職が3ヶ月に到達した日を休職満了日とする。但し、在職期間中、同一事由によるものは1回のみとする</p>	<p>第5章 人事 第2節 休職</p> <p>第511条(休職) 会社は、エルダースペシャルスタッフ（無期）が次の各号の一つに該当するときは休職とする。 (中略) 7. 配偶者の勤務等の事由により転居を必要とする地域（海外・国内）において配偶者と生活を共にするために休業を申し出たとき。この場合は、別に定める「配偶者転勤休職規程」により取扱う。 8. その他、会社が認めた事由による連続欠勤が30日に及んだときは休職とし、当該休職が3ヶ月に到達した日を休職満了日とする。但し、在職期間中、同一事由によるものは1回のみとする。</p>	<p>配偶者転勤休職制度の規定</p>
<p>第6章 労働条件 第2節 休日・休暇</p> <p>第615条(年次有給休暇) 会社は、エルダースペシャルスタッフ（無期）に対し、次の基準により年次有給休暇を与える。 但し、年度途中の再雇用における初回契約時の年次有給休暇は、再雇用時に保有していた日数を継続するものとし、契約に際し改めて付与しない。 (中略) ③第1項の休暇は、前年度において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、基準日における前年度に付与された有給休暇の保有日数と合わせて6日になるまでの日数を付与する。 (新設)</p>	<p>第6章 労働条件 第2節 休日・休暇</p> <p>第615条(年次有給休暇) 第617条(年次有給休暇) 会社は、エルダースペシャルスタッフ（無期）に対し、次の基準により年次有給休暇を与える。 1. 初回契約時の年次有給休暇は、契約期間月数及び週契約日数・時間により次の通りとする。 なお、入社日時点で、介護・介護準備勤務規程第7条または短時間勤務規程第8条に定める所定労働日数の低減により勤務時間の短縮を実施している場合、1ヵ月を平均した週所定労働日数については「週4日かつ週30日未満」を適用する。 (中略) ③第1項の休暇は、前年度において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、基準日における前年度に付与された有給休暇の保有日数と合わせて6日になるまでの日数を付与する。 なお、入社日が4月1日以外の者については、4月1日から入社日前日までの暦日は全て出勤したもとして出勤率を算出するものとする。</p>	<p>入社日時点で短時間勤務を取得する場合への対応 基準日統一に対する出勤率の算出ルールを明記</p>
<p>第14章 効力</p> <p>第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、2022年4月1日から2023年3月31日までとする。</p> <p>第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、2023年3月31日を超えることはできない。</p>	<p>第14章 効力</p> <p>第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、2023年4月1日から2024年3月31日までとする。</p> <p>第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、2024年3月31日を超えることはできない。</p>	<p>効力の年度改定</p>
<p>第15章 付則</p> <p>2022年4月1日 株式会社函館丸井今井 代表取締役 橋 淳央 三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一朗</p>	<p>第15章 付則</p> <p>2023年4月1日 株式会社函館丸井今井 代表取締役 橋 淳央 三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一朗</p>	<p>効力の年度改定</p>

■ 付属諸規程

現行	改訂	適用
<p>キャリア形成支援制度規程 第2章 グループライフイベント転籍制度</p>	<p>キャリア形成支援制度規程 第2章 グループライフイベント転籍制度</p>	
<p>第203条(申請事由) 本制度の申請事由は、新会社雇用日前日2年以内にいずれかの事由が発生した場合に申請することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 介護・看護 但し、対象家族は2親等までに限る。 (新設)</p> <p>(以下略) (新設)</p>	<p>第203条(申請事由) 本制度は、新会社雇用日前日より前2年以内に、次のいずれかの事由が発生した場合に申請することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 介護・看護 但し、対象家族は2親等までに限る。 <u>なお、この場合、対象家族が要介護状態にあることまたは看護が必要であることの証明書、医師の診断書を提出するものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>4. 離婚</p>	<p>昨年度改訂ミス 対象家族の状況の証明に関する運用面での補足</p>
<p>— 参 考 —</p> <p>ゼネラルスタッフ労働協約を適用する諸規程等</p> <p>エルダースペシャルスタッフ（無期）労働協約のうち、以下の規程等についてはゼネラルスタッフまたはメイトスタッフ労働協約、エルダースタッフⅡ労働協約を適用しています。 必要な点は、総務部事務所に備え付けの各労働協約を参照して下さい。</p> <p><ゼネラルスタッフ労働協約> 「通勤費支給細則」 「就業形態規程」 「賃金規程」 「自己研修休職規程」 (新設) 「出張規程」 「国内外向規程」 「育児休業規程」 「育児勤務規定」 「介護・準備休業規程」 「介護・準備勤務規程」 「子の看護・家族の介護のための休暇規定」 「表彰・懲戒規程」 「安全衛生管理規程」 「安全衛生管理規程運用細則」 「安全衛生委員会規則」 「健康情報等の取扱規程」 「自動車安全運転規程」 「ハラスメント防止規程」 「職務発明規程」 「苦情処理規程」 「紛争の解決・平和条項に関する協定」 「自家用車通勤管理規程」 「テレワーク規程」 <メイトスタッフ労働協約> 「福利厚生規程」 <エルダースタッフⅡ・Ⅲ・Ⅳ労働協約> 「ストック有給休暇規程」</p>	<p>(削除)</p> <p>ゼネラルスタッフ労働協約を適用する諸規程等</p> <p>エルダースペシャルスタッフ（無期）労働協約のうち、以下の規程等についてはゼネラルスタッフまたはメイトスタッフ労働協約、エルダースタッフⅡ労働協約を適用する。 必要な点は、総務部事務所に備え付けの各労働協約を参照するものとする。</p> <p><ゼネラルスタッフ労働協約> 「通勤費支給細則」 「就業形態規程」 「賃金規程」 「自己研修休職規程」 「配偶者転勤休職制度規程」 「出張規程」 「国内外向規程」 「育児休業規程」 「育児勤務規定」 「介護・準備休業規程」 「介護・準備勤務規程」 「子の看護・家族の介護のための休暇規定」 「表彰・懲戒規程」 「安全衛生管理規程」 「安全衛生管理規程運用細則」 「安全衛生委員会規則」 「健康情報等の取扱規程」 「自動車安全運転規程」 「ハラスメント防止規程」 「職務発明規程」 「苦情処理規程」 「紛争の解決・平和条項に関する協定」 「自家用車通勤管理規程」 「テレワーク規程」 <メイトスタッフ労働協約> 「福利厚生規程」 <エルダースタッフⅡ・Ⅲ・Ⅳ労働協約> 「ストック有給休暇規程」</p>	<p>配偶者転勤休職制度の新設</p>

(9) エルダースペシャルスタッフ (有期)

■ 労働協約 (本則)

現行	改訂	適用
<p>第5章 人事 第2節 休職</p> <p>第512条(休職) 会社は、エルダースペシャルスタッフ (有期) が次の各号の一つに該当するときは休職とする。 (中略) (新設) 7. その他、会社が認めた事由による連続欠勤が30日に及んだときは休職とし、当該休職が3ヶ月に到達した日を休職満了日とする。但し、在職期間中、同一事由によるものは1回のみとする</p>	<p>第5章 人事 第2節 休職</p> <p>第512条(休職) 会社は、エルダースペシャルスタッフ (有期) が次の各号の一つに該当するときは休職とする。 (中略) 7. 配偶者の勤務等の事由により転居を必要とする地域 (海外・国内) において配偶者と生活を共にするために休業を申し出たとき。この場合は、別に定める「配偶者転勤休職規程」により取扱う。 8. その他、会社が認めた事由による連続欠勤が30日に及んだときは休職とし、当該休職が3ヶ月に到達した日を休職満了日とする。但し、在職期間中、同一事由によるものは1回のみとする。</p>	<p>配偶者転勤休職制度の規定</p>
<p>第6章 労働条件 第2節 休日・休暇</p> <p>第617条(年次有給休暇) 会社はエルダースペシャルスタッフ (有期) に対して、勤続年数に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。 (中略) 1. 入社時に付与する年次有給休暇は、入社日より次の通りとする。 (中略) ③第1項の休暇は、前年度において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、基準日における前年度に付与された有給休暇の保有日数と合わせて6日になるまでの日数を付与する。 (新設)</p>	<p>第6章 労働条件 第2節 休日・休暇</p> <p>第617条(年次有給休暇) 会社は、エルダースペシャルスタッフ (有期) に対し、次の基準により年次有給休暇を与える。 1. 初回契約時の年次有給休暇は、契約期間月数及び週契約日数・時間により次の通りとする。 なお、入社日時点で、介護・介護準備勤務規程第7条または短時間勤務規程第8条に定める所定労働日数の低減により勤務時間の短縮を実施している場合、1ヵ月を平均した週所定労働日数については「週4日かつ週30日未満」を適用する。 (中略) ③第1項の休暇は、前年度において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、基準日における前年度に付与された有給休暇の保有日数と合わせて6日になるまでの日数を付与する。 なお、入社日が4月1日以外の者については、4月1日から入社日前日までの暦日は全て出勤したのものとして出勤率を算出するものとする。</p>	<p>入社日時点で短時間勤務を取得する場合への対応 基準日統一に対する出勤率の算出ルールを明記</p>
<p>第14章 効力</p> <p>第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、<u>2022年4月1日から2023年3月31日まで</u>とする。</p> <p>第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、<u>2023年3月31日</u>を超えることはできない。</p>	<p>第14章 効力</p> <p>第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、<u>2023年4月1日から2024年3月31日まで</u>とする。</p> <p>第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、<u>2024年3月31日</u>を超えることはできない。</p>	<p>効力の年度改定</p> <p>効力の年度改定</p>
<p>第15章 付則</p> <p><u>2022年4月1日</u> 株式会社函館丸井今井 代表取締役 橋 淳央 三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一朗</p>	<p>第15章 付則</p> <p><u>2023年4月1日</u> 株式会社函館丸井今井 代表取締役 橋 淳央 三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一朗</p>	<p>効力の年度改定</p>

■付属諸規程

現行	改訂	適用
<p>キャリア形成支援制度規程 第2章 グループライフイベント転籍制度</p>	<p>キャリア形成支援制度規程 第2章 グループライフイベント転籍制度</p>	
<p>第203条(申請事由) 本制度の申請事由は、新会社雇用日前日2年以内にいずれかの事由が発生した場合に申請することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 介護・看護 但し、対象家族は2親等までに限る。 (新設)</p> <p>(以下略) (新設)</p>	<p>第203条(申請事由) 本制度は、新会社雇用日前日より前2年以内に、次のいずれかの事由が発生した場合に申請することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 介護・看護 但し、対象家族は2親等までに限る。 <u>なお、この場合、対象家族が要介護状態にあることまたは看護が必要であることの証明書、医師の診断書を提出するものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>4. 離婚</p>	<p>昨年度改訂ミス 対象家族の状況の証明に関する運用面での補足</p>
<p>－ 参 考 －</p> <p>ゼネラルスタッフ労働協約を適用する諸規程等</p> <p>エルダースペシャルスタッフ（有期）労働協約のうち、以下の規程等についてはゼネラルスタッフまたはメイトスタッフ労働協約を適用しています。 必要な点は、総務部事務所に備え付けの各労働協約を参照して下さい。</p> <p><ゼネラルスタッフ労働協約> 「通勤費支給細則」 「就業形態規程」 「賃金規程」 「自己研修休職規程」 (新設) 「出張規程」 「国内出向規程」 「育児休業規程」 「育児勤務規定」 「介護・準備休業規程」 「介護・準備勤務規程」 「短時間勤務規程」 「子の看護・家族の介護のための休暇規定」 「表彰・懲戒規程」 「安全衛生管理規程」 「安全衛生管理規程運用細則」 「安全衛生委員会規則」 「健康情報等の取扱規程」 「自動車安全運転規程」 「ハラスメント防止規程」 「職務発明規程」 「苦情処理規程」 「紛争の解決・平和条項に関する協定」 「自家用車通勤管理規程」 「テレワーク規程」</p> <p><メイトスタッフ労働協約> 「福利厚生規程」</p>	<p>(削除)</p> <p>ゼネラルスタッフ労働協約を適用する諸規程等</p> <p>エルダースペシャルスタッフ（有期）労働協約のうち、以下の規程等についてはゼネラルスタッフまたはメイトスタッフ労働協約を適用する。 必要な点は、総務部事務所に備え付けの各労働協約を参照するものとする。</p> <p><ゼネラルスタッフ労働協約> 「通勤費支給細則」 「自己研修休職規程」 <u>「配偶者転勤休職制度規程」</u> 「出張規程」 「国内出向規程」 「育児勤務規定」 「介護・準備勤務規程」 「短時間勤務規程」 「安全衛生管理規程」 「安全衛生管理規程運用細則」 「安全衛生委員会規則」 「健康情報等の取扱規程」 「自動車安全運転規程」 「職務発明規程」 「苦情処理規程」 「紛争の解決・平和条項に関する協定」 「テレワーク規程」</p>	<p>配偶者転勤休職制度の新設</p>